

婦人少年者



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和三十一年七月五日発行（毎月一回五日発行） 第五卷 第七号（通巻四十八号）

◇ 労働者家族の生活
◇ 年少者の技能者養成

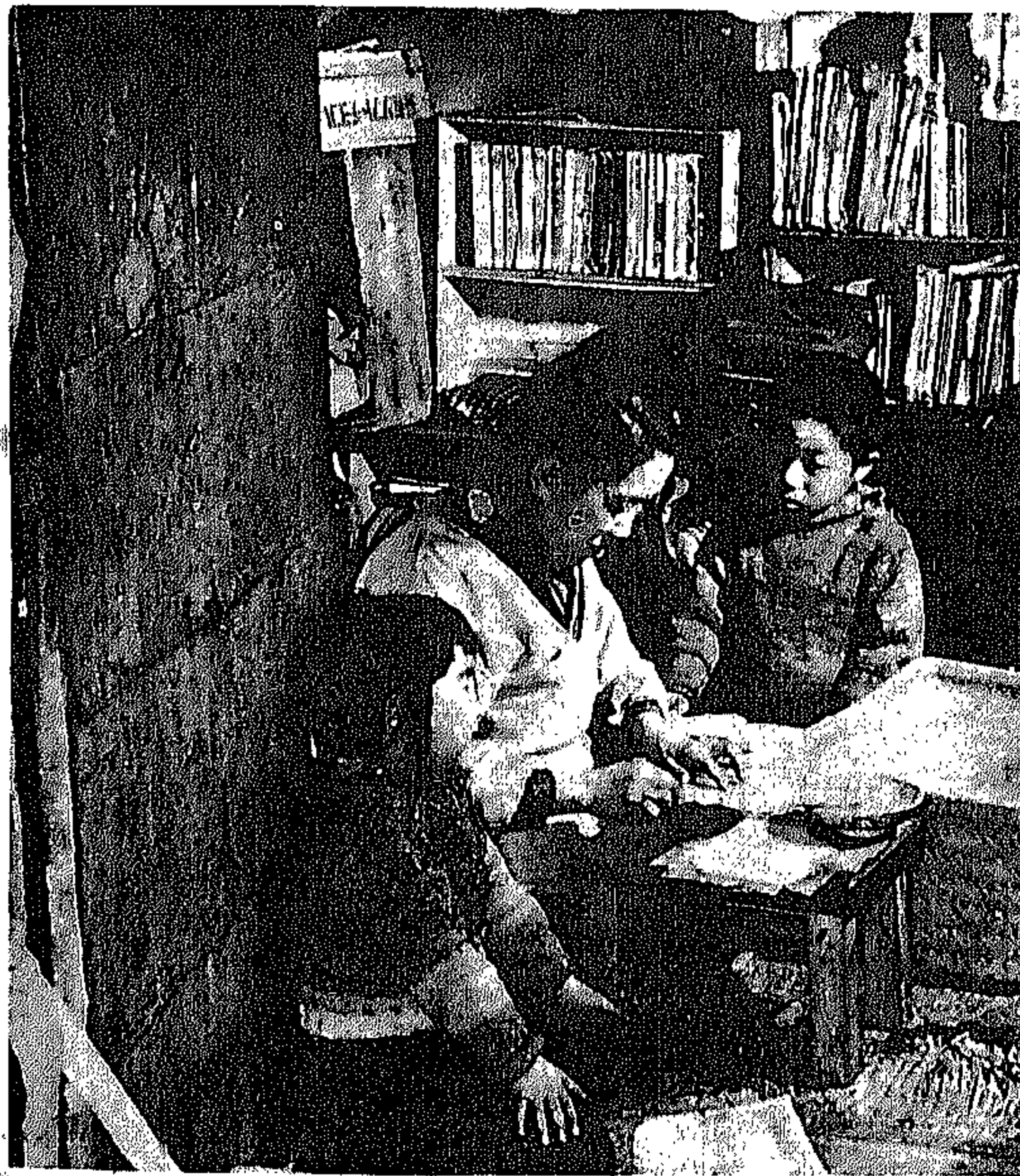
7

1957

婦人少年協会



III. Tashtauri - 57 -



〈下層労働者の生活〉

上 茶わんは一つしかなく、どんぶりのふたのようなもので間にあわせている。

下 内職する母親—単純な内職では朝早くから夜おそくまでこんをつめても、月3,000円のかせぎをあげることは容易ではない。

(本誌22ページ参照)

婦人と年少者 五巻七号 目次

下層労働者問題について 坂寄俊雄 2

青少年の技能者養成の実際 鶴見平三郎 6
技能者養成問題あれこれ 菊地安夫 8

志布志町に夏期生活学校で 平山菊枝 11
きるま 福島蒼心 12

新聞配達の子童とともに 延原誠二 14
年少者の職場配置と定着性 中小企業の労務管理訪問調査から③ 15

資料室

労働者家族の生活技術について 炭鉱労働者の家族問題 下層労働者家族の生活 諸外国における家族のための経済的方策 既婚婦人の国籍に関する条約 年少者の不当雇用実態調査結果(中国・四国) 婦人の組合役員など(労組婦人のページ) 五月の婦人界の動き 「公民の責任及び婦人の公的生活への参加増大に関するセミナー」について 戦後における婦人問題文献目録(14) 女子の就職者数と完全失業者数・平均現金給与 表紙の8 31 30 30 29 27 26 24 22 19 17

◇下層労働者家族の生活(写真) 表紙の8
◇婦人少年局ニュース 表紙の8

表紙 富山妙子
扉・カット 塚谷政義・甲斐仁代

貧困の問題は単に各国における国内の問題から既に国際的問題にまで発展している。例えば一九四四年にフィデルフィアで行われたI・L・O第二十六回総会においてはいわゆるフィデルフィア宣言なるものが採択され、I・L・Oの根本原則として次のことをうたっている。

「貧困の問題は単に各国における国内の問題から既に国際的問題にまで発展している。例えば一九四四年にフィデルフィアで行われたI・L・O第二十六回総会においてはいわゆるフィデルフィア宣言なるものが採択され、I・L・Oの根本原則として次のことをうたっている。

「貧困の問題は単に各国における国内の問題から既に国際的問題にまで発展している。例えば一九四四年にフィデルフィアで行われたI・L・O第二十六回総会においてはいわゆるフィデルフィア宣言なるものが採択され、I・L・Oの根本原則として次のことをうたっている。

「貧困の問題は単に各国における国内の問題から既に国際的問題にまで発展している。例えば一九四四年にフィデルフィアで行われたI・L・O第二十六回総会においてはいわゆるフィデルフィア宣言なるものが採択され、I・L・Oの根本原則として次のことをうたっている。

「(三) どこかでの貧困は、どこでもの繁栄の脅威となる。

「(四) 欠乏に対する戦いは、各国内における不屈の勇気をもって、且つ労働者と使用者との代表者が政府の代表者と企業の地位を享有し、共通の福祉を増進するため自由な討議と民主的な決定とに政府代表者とともに参加する継続的且つ協同的な国際的努力によつて、これを遂行することを要する。」

「(五) 憲章前文によつてより一層発展せしめられた形において明記され、いづれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となる」としている。このような国際的な進展は第二次大戦後に独立しないような国にまで最低賃金制を制定せしめ、又、「窮乏の根絶」を目標とした社会保障制度の発展に大きな影響を及ぼしている。このような国際的動向を無視して、わが国の貧困を、その担い手である下層労働者の問題を考えるわけには行かない。国際労働憲章は、「正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望」をかかげてその推進をはかろうとしているのであるから、わが国もまた、何んらかの形で「欠乏に対する戦い」を具体的に推進しなければならぬ。しかし、それは決して容易ではないであろう。既に多くの諸国が何んらかの形で最低賃金制を実施せしめているのであるが、わが国においてはそれすら種々の困難にぶつかっているから、貧困に対する組織

第 2 表 製造業 1,000 人以上規模事業場における男子労働者賃金状況

		総 計	4,000円未満	4,000円～8,000円	8,000円～12,000円	12,000円～16,000円	16,000円～20,000円	20,000円～24,000円	24,000円～28,000円	28,000円～32,000円	32,000円以上
総 計		699,421人	1,326人	48,022人	101,449人	125,493人	134,515人	113,113人	75,018人	45,679人	54,806人
年 令 階 層 別 内 訳	18歳未満	19,824	1,040	16,027	2,627	130	—	—	—	—	—
	18～20	34,152	81	13,631	15,779	3,751	679	165	45	21	—
	20～25	135,268	205	14,109	51,577	43,446	17,829	5,832	1,456	465	349
	25～30	140,401	—	2,125	17,627	40,997	41,124	32,379	9,375	3,927	1,847
	30～35	104,803	—	508	5,713	15,703	29,278	25,880	14,891	7,093	5,737
	35～40	96,604	—	364	2,848	8,979	20,640	23,396	18,279	10,703	11,395
	40～50	130,867	—	554	2,805	9,245	19,936	28,234	24,855	18,506	26,742
内 訳	50～60	36,065	—	455	1,956	2,948	4,877	6,122	6,065	4,933	8,709
	60歳以上	1,437	—	259	517	294	152	105	52	31	27

(注) 29年4月、労働省「個人別賃金調査結果報告書」より作成
調査対象者は20日以上稼働者の労働者(職員以外の労働者)



下層労働者問題についての問題点

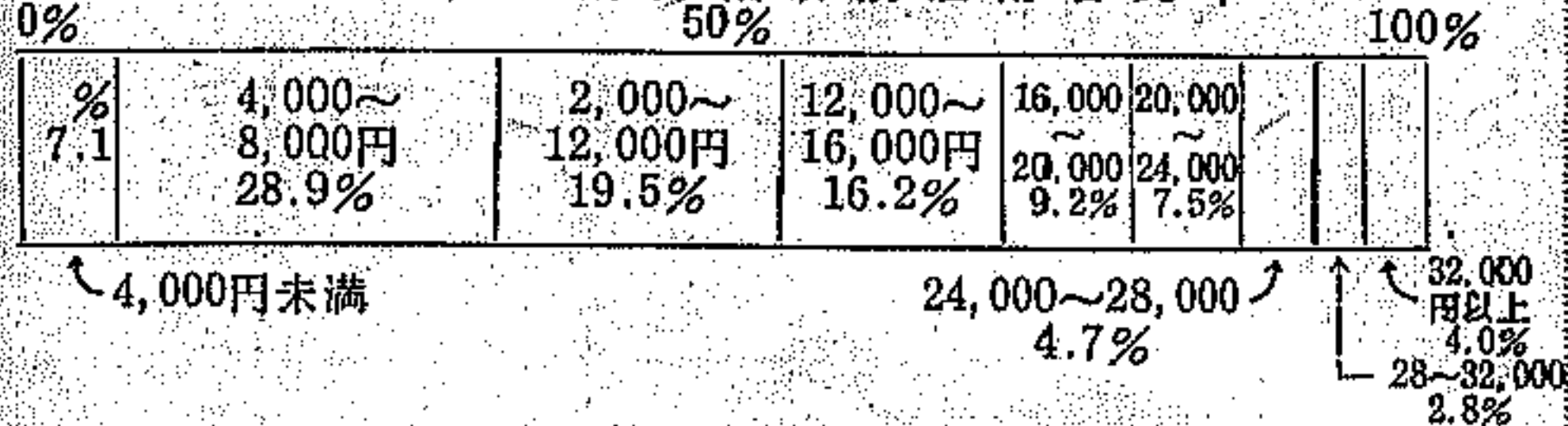
坂 寄 俊 雄

一、下層労働者の問題の視点

下層労働者という言葉は横山源之助氏が明治三年に不朽の名著として残した「日本之下層社会」を想い起こさす。こゝでの「下層社会」は労働者階級中の下層労働者階級を意味しているのではなく、産業革命期におけるわが国労働者階級そのものを取扱つたものであり、その意味では初期資本主義時代におけるわが国労働者階級の生活状態を取扱つたものである。その当時における労働者は、全体として「働く貧民」であり、そこにはまさに「下層社会」が存在したといえるわけである。そのような初期資本主義時代の労働者の状態は資本制生産の発達の中で一般的に解消せしめられたのであるが、わが国の場合は解消の過程をたどらず、逆にそのような関係を強化し、その上に立つて資本制生産が発達せしめられた。

大河内東大教授は、「戦後社会の実態分析」

第 1 表 所得階層別雇用者比率



(注) 総理府統計局「労働力臨時調査報告」31年3月

の序において、「下層社会」の貧困の蓄積の上にはじめて資本主義的富の蓄積が順調に進展した日本の場合には、遂に産業社会における『新しい精神』は見る事が出来なかつた。『下層社会』の存在は明治・大正・昭和の三代を通じて、重く、暗く、日本の社会の上にのしかかり、そして敗戦は、一時仮装されて表面から消え去つたかにみえた国民全体に『労苦と骨折』を、『現役労働者軍の廃兵院』

を全面化して了つただけでなく、現役のプロレタリアを浮浪者や売春婦や犯罪人に近づけ、彼等を謂わばルンペン・プロレタリア化せうとしている」と書かれている。この文章は一九五〇年に書かれたものであり、その後約七年を経た今日はその当時とは大分変つた。

しかし、総理府統計局の三十一年三月の労働力調査臨時調査報告によれば、雇用者一、七十一万人の所得分布は第一表の通りで、平均所得(税込)は一二、九〇〇円であり、しかも約六〇%のものがその平均所得を下廻つてゐる。そして、七・一%のものは四、〇〇〇円未満という極端な低賃金状況にあり、四、〇〇〇円未満、〇〇〇円の賃金階層には約三〇%という大量の労働者が存在している。このような賃金状況は昭和二十九年度の個人別賃金調査によつても指摘できる。紙数が制限されているので統計数字を上げないが、この賃金調査結果によつて、給与所得税の扶養家族数別免税額と対比すると意外

まず、第一に下層労働者世帯においては世帯主の賃金が極端に低いところから、本人の収入のみでは世帯の生活を維持しえないで、妻又は子女が働き、その収入によつて生活を維持して

十歳二・四二
人。
(注二) 最低生
存線について
は労働科学研
究所「最低生
活費の研究」
を参照されたい。
わが国におい
ては、企業規模
が小さくなれば
賃金が低下する
傾向をもつから
一、〇〇〇人未
満になれば、よ
り一層下層労働
者の存在は大き
なわけであり、
これを逆にたど
れば、下層労働
者は、家内労働
者、日雇労働者、

なお、一般的な社会施策及び社会的文化的水準の向上がどうこれらの人々に影響するかという点については他の機会にもつと具体的に明らかにしたいと思つてゐる。



青 少年の技能者養成の実際

鶴 見 平 三 郎

原子力産業あるいはエレクトロニクス等に象徴される最近の科学技術の進歩は、まことに目覚ましいものがある。

このような近時における高度な技術的変革の社会に及ぼす影響は、極めて多方面に亘るものであることは論を俟たない。例えば第四〇回ILO総会（一九五七年）事務局長報告は、現代における最も大切な問題の一つとして、オートメーションやその他の近代技術の進歩が労働及び社会政策に及ぼす影響を取り上げているのである。

この中で、『技術の進展が社会に及ぼす影響について研究したところから引き出される、基本的結論として、技術の進歩が、産業のある部門で高度の熟練を必要ならしめ、経済の多くの分野において熟練に対する要請を変化させている』としているのである。

即ち、ダイナミックな産業界の第二次産業革命ともいふべき技術の躍進的な向上発展は今や新しい時代における多数の熟練を生みつつあるのである。

このことは量産と自動化の最も進んだアメリカの例をとつてみても、労働人口中にしめる熟練工の割合は一九一〇年と一九五五年との間の四五

	1910 年	1950 年	1955 年
熟練工	11.7%	13.8%	13.7%
半熟練工	14.7	22.4	23.2
不熟練工	36.0	19.8	18.6

年間に一・七%がら一三・七%に属する養成工数は総数の三〇・二%を占めている。

特に造船、自動車等の輸送用機械器具製造業が実施事業場数において一七・一事業場（実施事業場総数の〇・七%）であるにも拘らず、技能養成工数において五、六二九名（養成工総数の一〇・二%）をしめていることは、技能者養成が手工業的産業のみならず近代的産業においても如何に必要なものであるかを物語っている。

三

以上、技能者養成の現状を、数的に簡単に述べたのであるが、次に技能者養成の型態と、その実情についてふれることとしよう。

技能者養成は単独養成と共同養成とに二大別することが出来る。

単独養成は経営にゆとりのある大企業において主として採用されている養成の型態であり、企業内養成学校方式による技能訓練である。

この単独養成は形式的には一見同じようにみられるのであるが、その企業の生産技術の状況とか、その企業のポリシーによつて、その内容にはかなりの差異を認めざるを得ない。

すなわちいずれの企業の養成においても、その目的が技能者の養成を意図していることには相違がないのであるが、将来の職場の中堅工としての技術教育のみならず、併せて健全な生活習慣をつくることを養成の大きな目的として、その運営がなされている企業がかなりみられるのである。その両者の教育内容には相当の差異が必然的に認められるのであり、例えば

七%に増大し、反対に不熟練工の割合は三六・〇%から一八・六%に減少していることからうなずかれるのである。（上表参照）

このようなことは日本の産業にもいえることであつて、生産設備の更新に伴い、若い年齢層の熟練工を中心として熟練労働力の新しい再編成がなされ、比較的老年な熟練工は附帯作業工程に配置転換されるといった現象がみられるのである。（注、職業研究 昭和三十三年二月号「機械化と職場における雇用」による。）

以上おもに近代的産業における熟練工の必要性についてふれたけれども、手工業的産業においてもこれが個人の技能を基盤としているものである限り、一定の減耗率に見合う若い熟練工を養成しなければならぬことは言うまでもないことであり、企業にとつてそれが前近代的なものであると近代的なものであるとを問わず、青少年の技能訓練にまつところが極めて多いといわざるを得ない。

このような背景のもとに近時、青少年の技術訓練に関する問題は各方面において、種々の観点から取り上げられるに至つたのである。

二

わが国産業内における青少年に対する技能訓練の方式には、労働基準法に基づく技能者養成規程によるもの、学校教育法に基づく企業内の各種学校、あるいは定時制工業高等学校によるもの、任意の制度によるもの等があげられる。

事業場附属の各種学校の生徒数は全国で六万三千名であるが、その大部分は機械工業の女子

且社K養成所において、音楽課程を機械工学等の専門教科と並べて必須教科としたこと、こういったことはこのような傾向の二つの表れとみられるのである。

次の相違点は企業における生産技術との関連における教育事項の差異である。その生産技術がかなり固定化された業態におけるものと、未だ固定化の域に達しない業態におけるものと、すなわちオートメーションの段階にあるような企業の養成とはその訓練要求に応じて教科の内容に相当の違いをみる事ができる。前者における養成は意識的にしろ無意識にしろ、作業に関連のある教科の教育に限定しようとするわけであるが、後者の業態における養成内容は一般的にいつて、基礎的、理論的学習の強化がなされているわけである。そして主として後者における単独養成所においては、その最も優れたものは三年間の教習総授業時間数が六千時間を超え、工業高等学校と同様またはそれ以上の教習を実施しているものもあるのである。このような養成の実態が養成工の二重通学によつて生ずる企業の労務管理、健康管理の問題とからんで、養成学科について、高校の単位換算を認めるべきであるという要請となつて表われているのである。

更に単独養成の実情として採用年少工全員を養成工としている企業と、そうでない企業とに分けることができる。このことは前記の諸事項と密接な関連を有するものであり、これと離れて考察することは出来ないのであるが、両者の

工員に対する教育であつて、純然たる熟練工養成の技能訓練はせいぜい一万名位とみられており、また法規によらない任意の制度によるものも一万余と考へられている。（注、職業安定広報 昭和三十一年五月号「今後の雇用問題と職業訓練」による。）

その他、熟練技能工や技手の養成機関として定時制の工業高等学校があるけれども、今日の進んだ技術や巨大な装置をそこに設備して実習することには、相当の困難があることは否めない。

そこでこれらの青少年に対する技能訓練のうち、量的あるいは質的にみても、又、制度的にみてもその中核となつていゝものは、労働基準法に基づく技能者養成制度である。次にその現況を最近の統計により概観してみよう。

昨年末現在における技能者養成状況は、技能者養成実施事業場数二三、四七四、技能養成工数五五、一三一名である。これら養成実施事業場を規模別にみると、労働者数一〇〇人以上の実施事業場は四五四であつて、労働者数一〇人未満の零細企業が二〇、七三一（総数の八八・三%）である。また、これらの中小企業に属する事業場は主として共同で養成を実施しており、その共同養成体の数は全国で六七八箇所である。

技能者養成実施事業場並びに技能養成工数について、これを産業分類別にみると基幹産業（化学、金属、機械、電気、造船、車両等の工業）に属する事業場は総数の六・九%をしめ、そし

教育内容にある程度の差異が認められることは否めない事実であり、技能系職員はすべて養成工出身者をもつてするという企業においては、養成修了後の身分的待遇の問題が派生している所もみられている。

次に共同養成の実情についてふれてみよう。共同養成についてはこの型態を二つに分類して考えることができる。一つの型態は地域を中心とした共同養成であり、もう一つは職群を中心とした共同養成である。前者は養成職種に無関係に教育可能な範囲の地域を中心として養成の運営がなされている共同養成体であり、後者は単一職種又は職業的互換性を有する職群の集合よりなる共同養成体である。

養成効果からみるならば後者が優れていることは云うまでもないことであり、前者においては、養成工数が少い職種等養成運営に対する発言権の少い職種の教育は、かなり低調のものが見受けられるのである。

これら共同養成においては、その養成型態の如何を問わず最も悩んでいる点は養成経費の点であつて、その一部に対して国家より補助がなされており、この補助金は昭和三十一年度においては二五八萬圓に對して総額九〇〇万円交付されている。また共同養成体は概ね地方特殊産業に密接な関係をもつものが多い。こういった関係から地方公共団体等もその振興にかなりの関心をよせており、昭和三十一年度におい

てはこれらの団体等より、三、二一〇万円の補助がなされている。

最後に単独養成、共同養成を通しての技能者養成修了者であるが、三十一年中における技能者養成の課程を終えたものは一四、四三一名を数え、これによつて技能者養成制度制定以来の技能者養成修了者の累計は、一躍三四、三九二名となつたのである。これらの数はわが国の産業構造に於て充分とはいえないが、この修了者が産業界の第一線における基幹的技術工として、わが国労働生産性水準向上の一端を担つていると云えるのである。

—労働省労働基準局福利課中央技能養成指導官—



技能者養成問題あれこれ

菊 地 安 夫

品の名も覚えられず、言われるままに精練染色を手伝つて、一生懸命に頑張つておりました。が、一人前になるには素質が良くても十年はかかるというも言われ、見様見真似でこれから十年間も修業するのかもしれないやになる時もありました。

ところがある日、主人から今度われわれ染色

業界で共同の技能者養成を始めることになつたから是非入所した方がよいと言われ、昨年から現在の技能者共同養成所に入所し、実際の技術と学課を習ひ始めました。

今まで何一つ知らなかつた染色の基本から系統立つた学科を週二回習ひ、実際に目を見張り、糸の性質や薬品の効力について詳しい説明を聞

き、毎日の仕事の内容が氷のとけるように、はつきり判つてきた時の喜び、早速仕事の上に応用していく時の大きな興味は、カンだけで習つていた今迄に味えなかつた嬉しさでした。また一方では染色技術に關係のある学科の外に、労働法規や産業経済の学科で社会上的大切な常識を教わり、私達年少者は法律で特別の保護を受けていることや、現在の日本の経済社会情勢を知つて、私達養成工の双肩に重大な責任のかかつていることをヒシヒシと感じます。

また嬉しいことは今までは自分の工場の人達だけしか知りませんでした。養成所へ通ううちに同じ技術を学ぶ友人が一人増し、二人殖え、今では真面目な多くの友人を持つようになりました。この人達とともに手をたずさえて、益々知識と技能を練磨し立派な技術者となる覚悟であります。

以上はある小さな染色工場に勤める十六歳の養成工の手記である。中学を卒業して直ぐ職業に就く者の中には、上級学校に進学したくも家計の都合で止むなく職業に就いた者、技能を身につけるため職人を志望した者、ただ漫然と親の言うままに就職した者等その動機は区別である。しかし事業場で合理的に技能者養成を実施した場合、働きつつ学ぶことが、とれだけ養成工に喜ばれ、はげみとなつていくか、また教習がどれだけ職業について理解を深め、人生に對する希望を与えているか、この短い手記がその間の事情を何よりもよく物語つていゝものと言えよう。

最近のわが国における技能者養成の状況を労働省作成の統計から見て見ると、大小合せて二万数千の事業場で、五万数千名の多数にのぼる年少者が、養成工として技能訓練教育を受けており、しかも養成の対象となる職種は、所定の二四種のうち、一〇九種を占めるという盛況であつて、日本産業の殆んど凡ゆる分野に亘つていゝことを伺ひ知ることが出来る。労働基準法に基づく技能者養成制度が採用されてから約十年の成果である。しかしわが国における技能者の養成が、これで満足すべきものであるかという点、勿論必ずしもそうではない。技能者養成の在り方等、その理論的な問題は一応別として、現に行われている、また行われてきた実際の体験からいろいろ指摘されることの多かつた問題点を、あれこれ拾つて見ることにしよう。

夜間の定時制高等学校に通つてゐる養成工が非常に多い。都会になればなる程、この傾向が強い。何故であろうか。「働きつつ学ぶ」ために定時制高校の制度がある、と教育行政当局はいうであろうが、今日、定時制高校に行つてゐる勤労青少年の大多数は、決して「働きつつ学ぶ」でゐるのではなくして、働き且つ学んでゐるといつた方が適切であらう。彼等は彼等の働く現場の体験とは何のかかわりもなく、全く別な、あるいは関係の余り無いことを学んでゐる。まさに二重負担である。一日の労働で疲勞した状態をもつて学習を続けるために、とりわけ週末の夜間学習における頭脳機能の低下が

甚しいことが実測によつて分つてゐるといわれる。それにもかかわらず、学校における教科の編成はこの点に深い考慮が払われてゐない。聞くところによると経営内に定時制の高校や各種学校に類するものが設立されて、高等普通教育や技術教育を行うのがあつたが、その数はわが国の工場の数から見れば、まことに九牛の一毛にすぎない。しかし考えて見ると、この問題はそう簡単ではなさそうである。働きつつ学ぶ制度が技能者養成の制度であるとするなら、そしてまたさき程紹介した養成工の手記にもあるように、技能者養成の教育訓練を学べることによつて、この目的が達せられるとするなら、更にまたこれから養成工が、熟練工となつて将来その職場の中堅幹部となることを終生の目標とするものであるなら、なにも二重の負担をしてまで夜間の定時制に行く必要はなかつたと思われ。にもかかわらず殆んどどの工場の養成工が大半、定時制に行つてゐる現状であるのは一休何故であらうか。

それは、資格の問題であるといわれる。つまり社会的評価の問題である。現在のわが国の社会においては、依然として学歴を重んずる傾向の強い各種の任用規定や資格がある。工具より職員に、と誰しも考えがちである。早い話が結婚などの場合でも中学卒と高校卒とでは、大抵の場合高校卒の方をまず頭に思い浮べるのが一般であらう。勿論現行制度として三年の養成課程修了者には、事業主並びに都道府県の基準局長から修了証明書が授与されることになつてゐる

が、いわゆる学校の卒業証書に較べて、その社会的評価の度合いが自ら違ふのであろう。この資格の問題については、既に数年来、文部省と労働省とにおいて、いろいろ論議検討されてきたのであるが、いまだに結論らしいものは出ていない。こう見てくると、非常に多数の働きつつ学んでいる青少年に対して、国も社会も、温かい思いやりのあることを完全にはしていないとい得ないだろうか。

次に技能者養成を行つてゐる経営の側からの問題を見よう。技能者養成は利益があるものだということは誰しも異論はなからうと思われる。事実養成効果の評価がらつばにこのことを証明している。日本の技能者養成制度が事業主の責任と負担において行われる建前になつており、従つて義務制でないことは御承知の通りであるが、これがヨーロッパ各国の制度と非常に違つた点だとされている。さきに技能者養成実施十年の成果を、労働省統計から数字的に紹介したのであるが、欧米先進国のそれに比べればまことに微々たるものである。その理由としては、制度自体の問題、養成歴史の相違、あるいは業者間の認識の不足その他いろいろのことが考えられるが、企業にプラスするものであるならば、強制されずとも、企業が自ら進んで養成を行うはずである。にもかかわらず、わが国の養成の状況が行き悩んでいるのは、日本の産業構造が、いわゆる中小企業を主として成り立っているところに根本的な理由があるとい得よう。

成程養成は儲かるには違ひないが、それには相等の投資が必要である。中小企業にその資力と余裕が無ければ、やりたくともやれないのが当然であらう。ここに国家の助成金制度の問題がある。現在中小企業が行つてゐる共同養成に對して、いくらかの国家補助金が交付されてゐるが、補助と名づけるには余りに零細であつて問題にならない。われわれの期待する国家の助成は、単に中小企業の負担を軽減するという消極的な意味だけでなく、積極的にこれを援助育成する方針の確立にあるといいたのである。特に最近、大企業と中小企業の技能格差が甚しく、わが国の産業発展の大きな一つの障害となつてゐることが指摘されてゐる程である。働く者の養成教育によつて利益を受けるものは企業であるから、その養成教育は企業自体がするのが当然だ、それに委せておけばよいのだ、という考えが、指導的立場にある人々の間にも相当あるように思われてならない。国家的投資という観点に立つて考えられないだろうか。

来た時代はとくに過ぎ去つた。生産は頭でしなればならない時代になつてゐる。最近よくこいう事が言われる。「もう現在は、いわゆるオートメーションの時代だ。人が生産するんじゃない、機械がすべてを作つてくれる。ボタン一つ押せば万事オーケーだ。だから、いわゆる熟練工は要らないじゃないか」と。技能者養成不要論である。まことに恐れ入つた皮相の見解であるが、勿論こつた言説は識者からは出てこないが、オートメーションの何たるかを知らない人からちよいちよいち聞く言葉である。私はそうした時、いつも答えるのである。「ボタン一つ押せばいいような極度に精密な機械は一体誰が作るんだ！ ボタンを押すこと自体は問題ではない。ボタン一つで操作される巨大な精密機械の群像の製作は卓越した技術と高度の知識を持つた眞の熟練工でなくては到底できるものではない」と。

この外に技能者養成の問題点が無いわけではない。いやむしろあり過ぎる位あると言つた方が適切であるかも知れない。紙数の関係で割愛することとするが、これら問題点について若干でも皆さんの関心を賜れば幸甚である。

—東京労働基準局調査課—

技術の世界は日進月歩である。生産が手で出

志布志町に

夏期生活学校を開くまで

平山 菊枝

小さき籠に盛れる花
暗き家に持ち行かば
清き色香部屋に満ち
痛む胸もいやされなん
愛のわざは小さくとも
神の力ももろい
闇夜なせる世の中を
真昼よりまたのしくせん

毎日毎日の生活に追われ続けている大人達は、自分の子供達に食べさせるだけの精一杯で、その他の事は、顧る暇もない程のきびしい社会状況の中に忘れられてゐる子供達のために、心身共にすこやかに育つ環境を見出す道を開いて上げる当然の責任を感じ、同志を募り、部落の童話会を開きましたのは、昭和二十四年七月のことでした。その後部落数もふえ、計四百名の子供達に喜ばれながら、幼い者達の魂の成長を祈りつつ、とほと同志五、六名が力を合せて進んできたのですが、二十七年三月、青少年不良化防止の

民間団体として警察が主体となり、公民館に事務局を置き、町全体が会員というたてまえて、双葉会と名付けて活動が始められましたので、私共はその中の少年部に合流することになりました。そして警察の方々の協力のもとに、益々範囲を拡げて会を持ち、青年団の会にも出席するようにになりました。

その頃から町内のあちこちに、子供達のため、なにかしたいという人々が起つて、個々別々に、子供達の世界にとび込んで奉仕の仕事をするようになりまし

た。ところが五年前の夏から、誰云うとなく志布志町に、童話会を作りたいという気運が起り、その年の十二月中旬、公民館が音頭を取つて「志布志町童話会」が誕生しました。そして小、中学校の先生、お寺の住職、主婦、公務員等と色々

の立場の会員約五十名が、全区域にわたつて、活動を続けてきました。又四年前の春、町内男女青年二十名位で筆葉会という演劇グループを作り、真面目な研究が続けられていましたが、この会も一昨年春、童話会に合流して、童

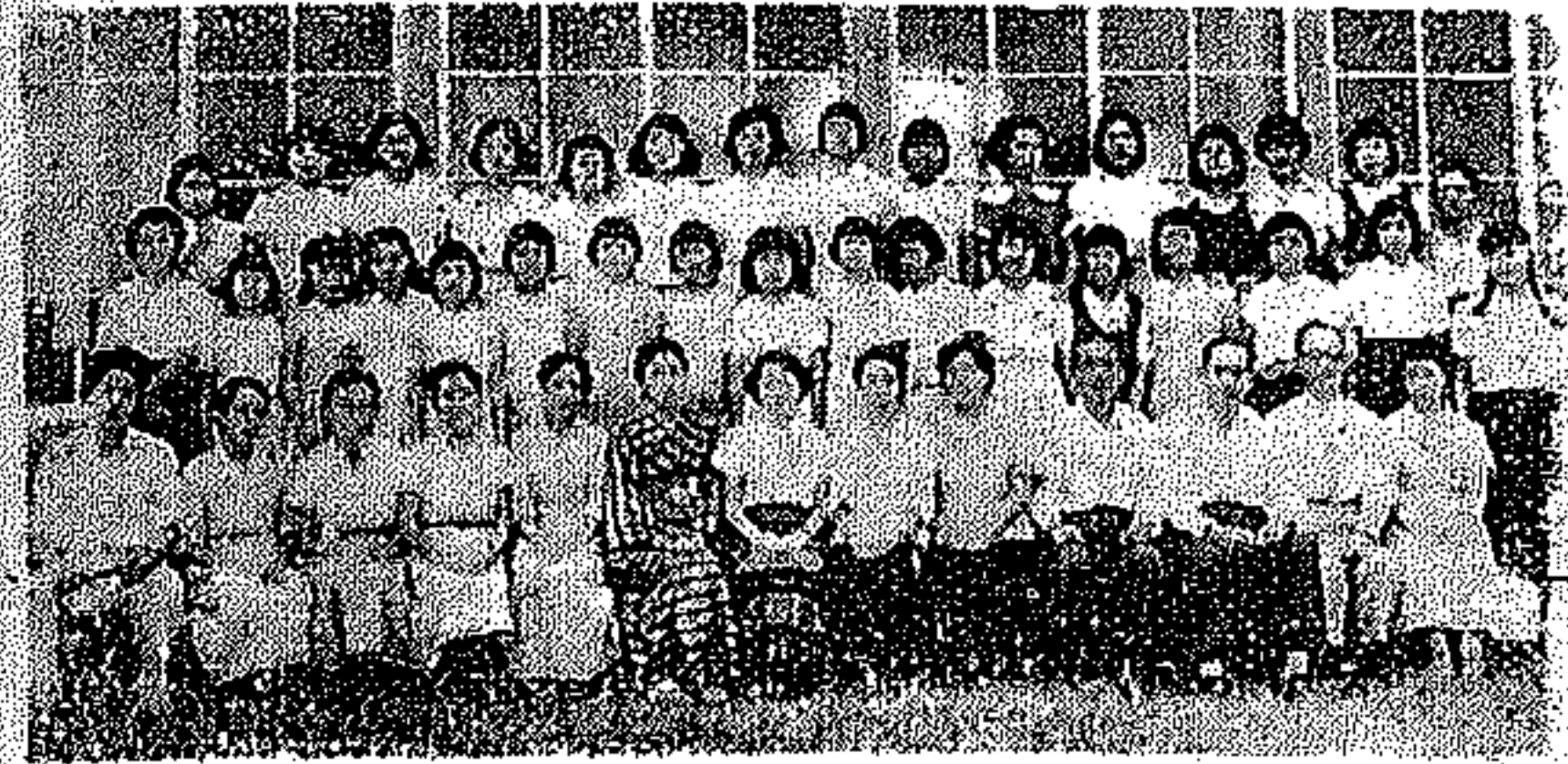
話大会の折には、童話劇をして子供を喜ばせています。志布志町が四年前、人身売買でさわがれた折、人身売買対策委員会を作り、人権擁護員の原口氏を委員長に、私が副委員長になつて活動しました。その頃から、特に精神教育・社会教育に関心を持った貴島町長は、中央からの呼びかけもあり、社会福祉協議会を作りたいとの希望を發表され、一年間の準備期間を経て、一昨年四月末、志布志町社会福祉協議会が誕生しました。そこで、双葉会・人身売買対策委員会は発展的解消をし、童話会は社協青少年部の中に合流して今までと変りない活動を続けております。

このようにして、志布志町の社協は、下からもり上つた力と、それをよく理解し、その価値を高く買われた貴島町長との意気投合によつて、全く自然な姿で生れたものです。社協の中に民生部・事業部・青少年部の三部が設けられ、私が青少年部長の責任を負わされることになりました。私が一番始めに考えたことは、若い人々が互に協力して、正しい生活の在り方を知り、幸福を見出せる環境を作

花

三、炊事当番・洋裁・和裁半数ずつこれを一日交代で順にしますと、同じ教科をこの期間に二日受けられることに、炊事当番はお当番そのものが、お料理の勉強ということになります。

貧しいため教材が買えず、裁縫のある日は学校を休んだ生徒達なので、半数はミシンもふめず、運針も出来ませんでした。一週間の間に、立派にミシンもふめ、運針も上手になり、社協から与えられた新しい布地で、パンツと枕カバーを自分で作り上げ、婦人会から寄贈された古い布で、雑巾も沢山作り上げ、それぞれ家に持つて帰ることができました。倉庫には母子世帯の適当な方をお願い



して、朝起きた時の身じまいから、掃除の仕方、夜寝る時の礼儀から、銭湯にも毎日連れて行ってもらい、入浴の公衆道徳まで指導してもらいました。生徒達は、こうした生活のすべての経験を通じて教育されたわけですから、一昨年の生徒達も去年の生徒達も、感想文の中に大変に喜んでる様子が見えています。

1、夏期学校とは、どんなものか知らずに来たら、何も彼もためになる事ばかり教えていたでいて、こんなのでしたら

後一週間もあつたらよいと思います。2、ここで教えて戴いた事をみな持つて職業につき、社会のため役にたつ人になりたいと思います。3、おばさん方の命がけの愛情に私は社会のためになる事を御恩返しします。等と肉親以外のひろい愛情を始めて知った感激を、つたない文の中に書き現わしています。

- 1、個人生活と共同生活の違いを知ること。
- 2、人生の設計を立てねばならない事を知ること。
- 3、自分の人生を大切にしなければならぬ事を知ること。
- 4、町全体が自分に関心を持つて居る事を知ること。
- 5、夏期生活学校の思出が人生を正しく導いてくれること。

新聞配達の子供達とともに

福島 蒼心

開校中は、婦人会・中学の母体部・童話会等から、毎日五、六名ずつの奉仕者があり、厚生課・公民館・童話会の男子は交代で宿直に来て下さり、夜の一般教養やリクリエーションにまじつて、生徒達をよろこばせて下さいました。婦人会から毎日届く野菜や、副食費として現金約七千円、教材用としての沢山の古着類の贈物、生徒達は町を挙げての暖かい愛情に包まれて一週間の送り、それぞれの人生日記の一頁に、楽しい美しい思い出の記録を書き残したことでしよう。

その思出を育てて行くため、二月末お米一合と会費拾円を持ち寄り、楽しい一日を過ごしました。どの生徒の便りにも、就職してみても夏期学校が大変に役立ったことがわかったと書いてあり、学校側からは、就職の折非常に条件をよくするので、今年は百名位頼みたいとのこと、なお一層内容を研究して、本年も開校の予定になつております。

成人労働者を対象とする労働関係の問題は、労使双方の関心も深く、種々の対策が講ぜられていますが、年少労働者の保護対策になりますと、法規上の定めはあつても、余り問題とされない状態であります。特に十六歳未満の働く児童の保護については、年に一度の保護週間にだけ行う行事のように考えられ、なかなか改善されません。

私も早くからこの点について対策を考えつづけてまいりましたが、一般の理解が薄く、至難な状態を続けておりました。

は新聞配達と納豆売で、しかも相当無理な労働に従事していることがわかりました。家庭の事情の複雑な者と貧困の者が多く、社会保障の充実されない限り解決されない多くの問題を含んでいます。それで、これを全般的に取あげて進めることは中々むずかしいと考えられましたので、先ず新聞配達をしている児童から手をつけることにしました。私は再三三四直接販売店主を訪ねて児童の労働問題を話し合い、心身の発達途上にあるこれらの年少者に無理のない労働を与え、学業に励めるよう理解ある態度でのぞむよう、又一般労働者のように年に一、二度は旅行等のレクリエーションを催し、彼らに喜びと慰安を与える運動を進める一

私はこの夏期学校から次のような結論を得ました。

昨年個人的でしたが、小学校にお願いして働いている児童の調査を依頼しましたところ、その数は案外に多く、大半

から打ち込んで仕事をするため、係長もその子に期待し、年少者自身も、興味を湧いて来るためと思えます。またこの反対の場合もあつて、係長の実習生に対する熱意が幾分でも欠けていると、その職場に対する年少者達の希望も湧かないわけです。又女子年少者は、仕事そのものよりも職場長の人柄に引かれて職場選択をする者が多いことも見のがせない事実であります。いずれにせよ、以上のことは職場の人間関係特に指導者の人格の重要さを説明するものでありましよう。

不幸にして配属人員の制振りの関係から一番上位に配属した係長が行かない者が生じた場合には、その職場長が特に希望している旨を話し、納得した上で配属させております。この際その係長には、そのいきさつを話し、職場における特別な指導を行うように依頼し、年少者にあくまで選ばれたものとの意識を持たせることが必要だと思ひます。

以上が当社の年少者職場配置の概要です。要するに未知の職場をまず一通り知らせ、進路選択の助力と指導を行うことと、自分自身で選択した職場が、さらに職場長以下が期待をもつて受入れてくれるとの事実を知つてこそ仕事に打ち込み定着性も生じてくるものと考えます。定着性の高まりは、一か月や二か月の実習期間を補つて余りあるものと云えます。

(本稿は東京支部提供のものです)

東京田島製作所工場長

方、一般の人々にも年少労働者への理解を深めていただくよう、に婦人少年室の協力の下に座談会を開いたり、新聞に声を載せたり、又NHKの協力を得て県民の時間に放送する機会を持つ等の努力によつて、一応労使一般の理解を深めることに成功することができました。

その現れとして、五月五日の休日を利用して各新聞販売店は、働く児童の慰安をそれぞれ立場から行うことを申し合はせました。理想的には各種新聞の販売店が一丸となつて、系統的にレクリエーションを持つことだと思ひますが、当県の現情から考え、それは無理な願ひであり、無意味な会合ともなる恐れもありますので、これは将来への目標として、本年は販売店がそれぞれの立場で旅行会・映画観賞会などの慰安会を催すことになりました。

この催しはなるべく今後も継続させることとし、次第にこれを発展させてゆき、年少労働者の保護育成を徹底させることを申し合はせました。

私は今回は、この私共の運動に当初から最も協力的であつた植田販売店主の計画に参加させ

ていただき、一日を楽しく働く児童と共に行動することにしました。五月五日、今朝の新聞を配達する児童の顔はいつになく明るく、足並も軽く楽しそうな姿でした。午前九時半、大型貸切バスが下町販売店の前より十名、上町販売店前より二十五名、江曾島販売店前より六名の学童計四十一名に引率者十名と特別参加として私が同乗、総計五十二名が小雨降る中を館林へと向いました。壬生・栃木・佐野と過ぎる頃、次第に天候は回復して、足利に入った頃には青空も見え始め、児童の喜びの声は車内を賑わしました。渡良瀬川を渡り、群馬県に入り、十一時半頃、文福ヘルスセンターに到着しました。

予約席に案内された一行は、大人はいささか疲れ気味でしたが、学童は益々元気、引率者から配られたすし折、りんご、蜜柑、キャラメル等を、待つていましたとばかりに軽く平らげて、舞台の演芸やローマ風呂等には余り魅力なく、池に浮ぶボートに走り寄つて行く始末でした。午後二時半迄の自由行動も引率者の統制よく、再びバスで茂林寺に行き、有名な文福茶釜等の宝物を見学し、さらに館林の西端から東端の花山公園へと車を走らせました。入場料を支払つて入ると、全園つじに霞み、その美事さはおどろくばかりでした。学童達も声をあげて賞讃しておりました。五時近く楽しい思いを残しながら帰途につきました。

使用者の理解がこうまで学童の心に響きを与えるかと思ふと、長い年月をかけて今日を待った私の年少労働者の保護育成運動も決して無駄ではなかつたという思いで、何か熱いものが胸に込みあげて来るのを覚えました。

又の日を約して一日を共にした人々に別れを告げましたが、遠ざかつていく車窓から学童達は手を振り、さよなら、さよなら、ありがたうと絶叫しておりました。私の胸には今も、あの学童の喜びに輝いていた目が焼きついて離れません。

使用者の方々も、このように理解をもつて働く児童に接しようとしています。是非一般家庭においても、働く年少者に深い理解と愛の手を差し伸べていただきたいものと思ひます。

栃木県協働員・県協議会長
一四一ページよりつづ

に、実習者の人物適性を観察記録させ、全実習終了後、その職場が最も希望する実習生の氏名から序列をつけ提出させる。

このようにして実習終了後直ちに、(五)の実習生の希望と、(六)の係長希望と、さらに採用時の適性検査結果を参考として配置職場を決定します。この際、年少者自身の希望を最も強くみることにしていますが、この配置方法は面白い事には、年少者の希望職場と、職場長の要求する実習生とが一致する場合が、大部分であることです。これはその仕事に実習中

この事業場は問屋の専属の下請事業所であるが、戦時の衣料統制時代に衣料の枠を確保するため創設されたもので、事業経営にも問屋の次男が当たっているというように同系の下請事業の指導的な立場にたっている。

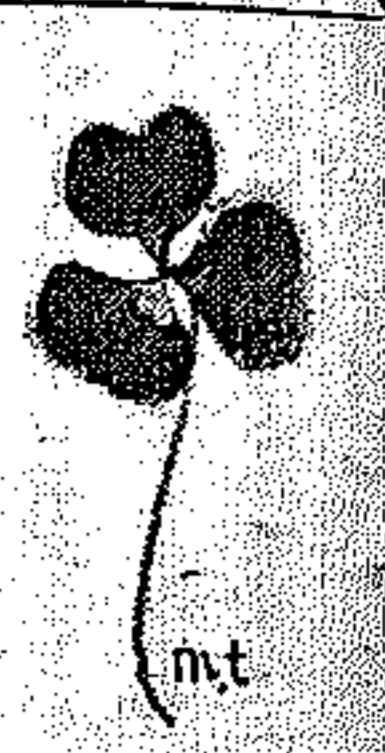
事業主は三十代の意欲的人物で同系事業所の指導援助、当事業所の経営改善、生産技術の改善に非常な関心をもっている。

洋服の加工賃は一般に卸価格の一〇％前後が普通であるが、これを個人商店の注文服の高額な加工賃と比較すると大きな差がある。したがって既製服縫製業では事業の収益をあげるためには、専ら多量生産と安価な人件費によらざるを得ない。従って従業員の平均年齢が非常に低く、女子従業員が五三人中、三〇人の多数を占めていることがその特色となり、それが労務管理を特色づけている。

このように若い従業員の多い反面、事業所の立地条件は中小企業の集合して

1 一般的概況

事業場名 原藤産業株式会社
労働者数 五三人(少年者八人)
事業内容 紳士服縫製加工業



中小企業の労務管理
訪問調査から

る地域にありながら、繁華街にも近く、古くから、いわゆる職人気質のある地域であり、事業主の新しい感覚による管理の仕方にも多くの抵抗があるようである。

そこで職場配置、或いは労務管理組織についても団体出来高制を取り入れたり、また各班長に円熟した年配者を配し、私生活に関する相談相手となるような配慮をしている。

作業場は建坪一四〇坪で、洋服生地から出るホコリを吸い上げるため、大きな窓を天井に抜き、照明には蛍光灯を使い、細かいミシン作業のため細心の注意が払われ、室内は明るく、整然と作業が行われている。

2 労務管理上の特色

一般事業場における労務管理上の特色は、教育訓練特に作業指導方法に現われる場合が多い。これは作業指導が、作業様式、製品の性質に従って行われるためであり、したがってまた、事業の経営方針がここに現われるからである。

この事業場の経営基盤が割安な加工賃で収益をあげるための量産であることは前に述べた。しかし、生産コスト引下げ

のために若い者を使うという経営者の考えにもかかわらず、紳士服の縫製に必要なとされる技術は相当に高度のものでなければならぬので、経験者したがって年齢の高いものとなる。この矛盾した二つの要求を満たすために事業主は単純拡大再生産というのをいつている。

単純拡大再生産というのは、青少年及び女子従業員に縫製の工程のある重要な部分について早期に習熟させる仕組みである。紳士服の仕立が一人前にできるようになるには一口に十年以上の歳月を要するものといわれているが、技能者養成等の長期養成は中小事業場独自では実行し難く、また養成期間中の見習工の扱い、諸経費の方からいっても容易でない。そこで当社では前記の早期に部分的な習熟をさせるという方法をとっている。洋服仕立の各部作業を袖ぐり、襟等々に分解し、作業の単純化を図り、そのうちの一部分のみに集中して、それに習熟する場合にはそれ程の経験年数をかけないで容易に一人前の作業ができることになる。

したがって当社の作業指導方針も作業諸工程の分解と、作業指導員に適当な人を得ること等に重点が置かれている。このような方法によつて単工を養成することは将来の独立を願う従業員にとつて速まわりのようではあるが、一つの部分に習熟した後、他の部分の習得に集中するという点によつてこの点は解決されるし、また事業収益・賃金という関係

3 労務管理の現状

新規採用は原則として学校紹介によつて行われ、その際特に注意を払っている点は、一に本人の就業に対する態度で、本人が自ら進んで働こうとするのか、他人にすすめられたのかということが重視されている。次に親への就業に対する態度が重要視される。これは、青年期にある者は心理的動揺が大きいので親への就

少年者の
職場配置と定着性

延 原 誠

工場事業場が年少労働者を雇い入れる目的を大別すると次の二つになります。

一、当面の手不足のため簡易単純作業や雑用手助けに従事させるもの。

二、将来少くも一二年後の、更には五年十年後の計画的な労働力の充足を目的としたもの。

この前者は女子に多く、後者は男子を対象とし、技術経験を必要とする場合にみられ、定着性の面ばかりでなく種々考へさせられる問題を多く含んでいますが、現実にはこの傾向があるのはいなありません。

このような目的で各事業場は年少者を所定の手續をふんで採用し、職場に配属し、見習期間を経て本工に採用するのが一般です。もちろん一定期間あらかじめ準備された教育計画によつて教育した後、職場配置をする所も多々ありますが、

このようにして職場配置された年少者

連のうち三月、半年、一年くらいで落伍して行く者の多いことは既に御承知の通りであります。私共の工場でも、この定着性の問題を数年前から取りあげ、対策を講じてまいりましたが、今そのうち採用時の職場配置について御紹介いたします。

当社の年少者の採用目的は作業の性質から、最初に述べた(二)の将来の計画に基いた労働力の充足にありますので、一年や二年で辞めない定着性のあることが絶対必要な条件です。定着性を良くする前提条件としてはまず待遇・福利厚生施設の充実が挙げられますが、私共中小企業としては大企業のような豪華な施設も出さなければ、賃金格差を無くする資力も及ばず、努力をしても目下のところ歯が立たない状態です。では何か大企業に匹敵することがあるだろうかといいますが、労資相互の信頼感と教育の二点があると考えました。

信頼—即ち相互の理解と親愛の情を持つように努力すること。

教育—心身に発達途上にある彼等に健全な生産生活を営ませながら完成した労働者にまで育成する熱意を以て努力すること。

この二つこそは企業の大小にかかわらず行えることであり、且つ定着性とは切りはなせない点であります。この点に立ちついて、採用時には、まず年少者の立場に立つて職場配置を考える必要があります。

す。中学を卒業し、家庭環境や経済的理由で直ちに実社会に巣立つ男女年少者が職業選択を行った場合、次の事が云えます。

一、人生のスタートである職業とは云え、年少者の浅い見聞から選択するたれ現実の認識が不足しがちである。

二、従つて彼等の夢や憧れがその選択を支配している。

三、自己の適性が正しく解らず一時的興味や、親や先生等第三者の意向で決めている。

四、卒業するまで決まらず学校や安定所の斡旋により漠然と(何でもよいから)試験を受けるものが多い。

このようにして採用され、会社の判定により欠員のある職場に見習工として配置されるのが一般でありますから、偶然予期した職場につけたものはよいのですが、そうでない多くの者は真に自己の選択によるもの意識もなく、与えられた職に対する期待はずれとも失望ともつかぬジレンマに陥り、職場に対する熱意を失う者が必ず幾人かは生ずるものと考えられます。

そこで当社では、二年前からまず彼等に職場選択の機会を与え、自分自身が特に希望した職場であるという自覚を持たせ、且つ職場長からも、自分が期待されているという誇りを持つて、その職に打ち込んで行けるように、次の方法を行っております。この結果は最近二年間に中

卒男女六十九名採用中、男女各一名が全日制高校進学で退社した以外、全員定着の成果を収めています。もちろん職場配置方法のみの結果ではないでしようが、これを実施以来の結果からみれば相当の相関性があると思います。簡単にそのシステムを説明しましょう。

(一) 入社式に父兄も出席してもらい、予め計画した班別に組分けて(二)以下を説明する。

(二) 各班を配属予定職場に一週間ずつ順次実習させる。この実習により各自の最も希望し、且つ自己に適し、将来共に打ち込んでやれる職場を選択するよう話して置く。

(三) 新しい実習職場に行く前日(通常毎週土曜日午後半日)実習テキストを配布し、作業の内容ならびに要点、特に安全心得を説明し、予備教育をする。

(四) さらにこの時間を利用して、社会人としての心構え、対人関係、就業規則等の教育及び実習中の感想苦情等を述べさせ、回答を与え指導する。

(五) 約一ヵ月半の実習が終了最後の土曜集会において実習して来た係の内、自分が最も希望する職場から順次番号をつけて記名提出させる。

(六) 別に年少者を補充配属予定の係長に對しては、前もつて実習者教育計画書を提出させ、実習者一人一人に公平な態度で計画的な技術指導をせよと共

(以下三ページ中略)

業に關する態度が本人の勤怠に大きく影響するからである。過去において採用後一年未満で離職したもの五、六人であるが、その主な退職理由は母親の死亡、親元に病人が出た等の家庭事情によるもの、喫茶店とかバーなどの華やかな雰囲気から惹かれて転職したもの、職場内のグループとそりが合わず辞めたもの等をあげることができる。第二、第三の理由については住込んで就業しているものの余暇生活の指導、或いは人事管理の面で充分な考慮が払われていない。

高度の作業へと段階的な指導をしている。また自分の事業場だけの指導によつて技術が片寄らぬよう、また流行を取り入れるため男子従業員は経費は工場負担で洋服学校へ夜間通学させている。その他作業技術の研究を各グループごとに行い、意見交換を行い、技術の向上を図っているが、これは一面親睦の上からのもので立っている。

人事管理一般については、班のチームワークということが重視され、各班長は五人乃至十二、三人の班員の意思の疎通を心がけ、特に女子従業員の間はトラブルが起きることもたまにあるので、作業配分、配置、昇給についての評価等については各人間の振舞いに気をつけている。またこれと関連して各班長は必要に応じて親元を訪問し問題を未然に防止するように努めている。班の女子従業員配置上の問題としては仲がよすぎる者同志が隣り合わせになると作業成績が下るばかりでなく、全班員の融和と種々のトラブルを起す場合が多いとのことである。月間の作業計画は毎月班長から説明され、各班の生産競争等の行事も随時行われている。そしてこの年少労働者についていえることは、年少者といえども補助見習といった間接的使用に追い廻わらず、各人の程度において作業に直接的に参加していること、このことが年少者に誇りと研究心を持たせるので、就業態度にも熱心さがあるということである。

賃金は基本給、生産加給、皆勤手当、家族手当からなり、中卒の初任給は基本給四、五〇〇円である。生産加給は団体出来高制をとっている関係から、個人別成績と職分評価を各班長が記録決定して加給される。昇給は第一回で作業成績の記録を主として、併せて技術程度、勤続年数を考慮して班長が決定する。

労働時間は八時から五時までで休憩一時間、時間外労働は製品の品質を落すので原則として行わない。月間作業計画をたてる際に考慮されている事は、過去の実績に徴してみると生産加給の評価に影響する関係から月の一日前後が生産量のピークを示し、賃金支給後の二〇日頃が最低を示しており、週で見ると、月曜日が最低で、土曜日が最高となるという傾向を示すので、この波に合わせて作業量を按分していることである。また作業動作については立つたり、腰を下したりすることが時間のロスとなり、同時に疲労の原因でもあったので、これを合理的に改め、流れ作業様式を取り入れている。

労働安全の上からは動力ミシンの取扱いに特に注意しているが過去に災害の事実はない。各種社会保険には加入しており、健康診断には一般的事項の外特に検眼を実施している。長期療養者の休職中の身分も、また療養中の賃金も最低五割迄が保障されている。これらの措置は従業員が安心して働けるようにとの考えから出たものである。余暇生活に關しては、職場レクリエーションとして野球を奨励している。現在住込労働者は年少者を含め若い従業員六名であるが、自治規則を作らせて余暇生活の乱れることを防いでいる。娯楽設備としては住込労働者のためのテレビを備えており、何よりも規則的な生活を守らせるように指導している。(年少労働課 竹内 清)

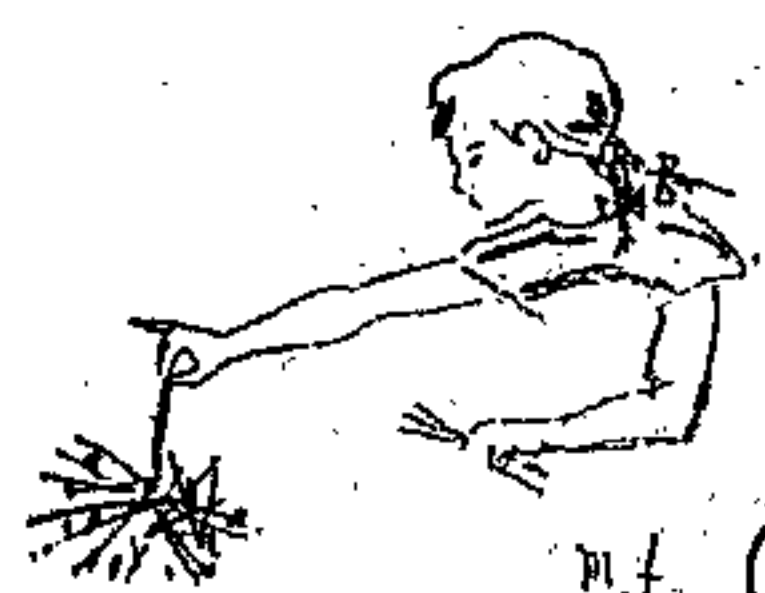
一週63時間の家事労働時間
ロンドンの主婦

ロンドンの主婦たちは一週間に六十時間働いているが、それでもおばあさんの時代よりは楽になつていいると、有名な調査機関マス・オブザーバー・ジョンは伝えている。同所がロンドンの千四百人の主婦について行つた調査から得た結論によると、主婦の家事労働は週末も含めて大体一日九時間で、ひまな時間は五時間ということになる。そのひまな時間の中には化粧の時間も含まれているが、これは日によつて違い、土・日は少し長くなるが、大体三十分から四十五分である。食事の準備、料理、それに食べる時間で四時間、あと片づけに三十分かかる。一日に少くとも十五分は、夫だとか、ちよつと立よつた友達と、お茶でものんでだべるといふ人は、五人のうち一人ということである。(ロイター)

一六、一四、朝日新聞より

資料室

労働者家族の生活技術について



労働者家族問題
研究会議より

婦人少年局では、労働者家族福祉増進政策を樹立するための資料とする目的をもつて、各婦人少年室主催で「労働者家族問題研究会議」を昨年全国的に開催した。出席者は雇用されて働く現場勤務のひとびとの家庭の主婦を主とし、それ使用者、および労働者自身の参加をもとめられた。この会議では主として衣食住、育児、保健、家族計画などの生活技術の面に重点をおき、それに関連する事項として、家計や家族関係をとりあげた。

家族が当面している問題としては、衣食住に關連する日常の問題や、子弟の教育や就職のこと、老後の生活のことなど将来にわたる問題、および主婦の病氣や出産等の不時の場合の問題などが出た。

業種や職種による特殊なもので、しかもみづせない問題も提起されていいます。業種によるものとしては、一定の地域に居住しなければならないような業

種、たとえば炭鉱や鉱山などは概して毛の僻地や離島に職場があつて、家族ともどもその周辺に居住しなければならないことからおきるいろいろの問題があります。生活必需品が不足がちで入手できないことさへあり、また子供の上級学校への進学や就職についても特殊な困難性がみられます。

また職種によつては勤務が交替制であったり、夜勤があるため起床就寝を家族とともに規則的にできないことからおきる問題があります。たとえば機関士など運輸関係の労働者や、そのほか夜勤の多い労働者で、家族の日常生活と時間的なずれがあるために、本人の心身の疲労はもちろんのことですが、主婦の方にも非常な心労があり、さらに人間関係にも影響をおよぼすことがあつて、重要な問題とされています。

次に項目ごとに、比較的多く発言されたものおよび特殊なものを拾つてみましょう。

衣食住

衣 関係

○洗濯に毎日多くの時間をとられるので、簡易洗濯所のようなものの設置が望ましい。それによつてアイロンかけの内職が生れる可能性がある。(次にある地域の会議で労働者の作業衣について三者がそれぞれの立場からのべている。)

○昨年試験的に会社と労組の両者負担で作業衣をつくつて一年一着を支給した。(使用者)

○昨年のものが好評であれば、今年には会社、労組、個人の三者負担を考へていく。(労組)

○支給された作業衣は、生地が丈夫でよいが、ゴワゴワしており、洗濯に困難である。作業の性質上、生地がすり切れるというより焼穴が多いので、この点を考慮して地とデザインを改善してほしい。なお年間一着ではたりない。(主婦)

食 関係

○機関車の乗務員は二食分の弁当が必要なので、夏季は腐敗しないものを、冬季は夜中に出る直前に温かい弁当を用意する。なお乗務員には消化器系疾患が多いので、これらの点からもおかずのくふうや配慮が必要なので、弁当用

の副食の講習会開催を望む。

(弁当の副食については、重労働の夫に量ばかりを考えていたが、今では栄養を考えて調理しているとか、坑内環境が悪いから特にからい副食をなど主婦のくふうが分るような、熱心な多くの発言があつた。)

○僻地であるため、索道で運ばれる食品の量が少く、買入れに入るのがおそくなると、たべる米がなくなつてしまふことがある。(主婦)

○(ならんでも魚が買えなかつた場合)ないときははしかたがない。今度のことではうまいものを作つてくれということに黙つてしまつていいる。(労組)

(また、ここでは脂肪分と甘い物を非常に欲しているが、これは硫黄精練のための亜硫酸ガスによるものであるとかのことで、産業による特殊な例であるが、日常生活の問題点の解決も個人の生活技術によるのみでなく、集団的対策を必要とする場合があることがうかがえる。)

住 関係

(衣食が一応充足している今日では、住の問題は大部分の労働者にとつて最大関心事のようである。中でも住居施設の不備は、すまい方とも関連し、日常生活に密接な関係があるので発言は切実である。)

○ 住宅が密集し手狭であり、三交替制であるため、互に気をつけているが睡眠が十分でなく家族が疲れる。
○ 夜勤あけの夫が眠っている日には、内職のミシンかけもできない。
○ ゆつくり休ませるために子供を連れて外に出るが、雨天の日は全く困る。
○ 家族だけなら細心の注意を払うが、狭い家で別世帯にまで静かにしてほしいとはいえない。
○ 休息している間の来客は断るが、親戚の者など義理が先立ちつい起こしてしまう。一般の人の中にもまだ無理解な人が多く、夫だけが大事なのだらうと皮肉られる。
○ 休養している家の軒先に赤い旗など標識を出してはどうか。
○ 炭鉱労働者の住宅を二階建てにして、できるだけ安眠できるようにした。
○ 解決の一策として遊園地の設置を考えているが、経費その他で実現困難である。
○ 狭い住宅のすまい方については、室内の整理整頓や、立体的に使用するくふうをすることがあげられている。つぎに住宅の不備についての不満があり、家が道より低く排水が悪い、工場の二硫化炭素が上水に流れこむ、共同の便所、炊事場等の不足や廊下・出入口の点など日常生活ばかりでなく火事などの際の危険性等々、施設が不備であるため生活技術の問題。

二 子供に関する問題
○ 父と子が顔を合わせる時間が少ないことは、労働者家族の特長ようであるが、それが育児上の問題として出されている。
○ 父親が毎日残業しているため、子供達とゆつくり話しかけあう時間がない。
○ 父も子供の勉強をみてほしい。
○ 父が留守がちのため母ばかりがしつけをしている。
○ 母だけがこごとをいう役をひき受けていると、母のいうことはきかなくなるといふ問題がある。
○ 日常生活が不規則になりがちで勤務状態にある家庭であつても、子供のしつけを考えたなら一応の規律はたてるべきであらう。
○ 子供の教育や生活のしかたについて近所との話しあいが欠かせない。家族連合会をつくり、子供の教育、環境等について月一回話しあひ、解決している。
○ 不動産がないので、できるだけ学校にやつておきたいが、育英制度が強化されて進学の道が開けても、その間子供を扶養する余裕がない。
○ 離島であるため中学校までは島内ですむが、高等学校からは舟や車を出さなければならぬので、教育費その他で、この地では大きな問題である。
○ 鉱山の子供は社会性の不足なものが多し。他へ就職させても生活や環境のちがいがからず帰つて来てしまひ困っている。

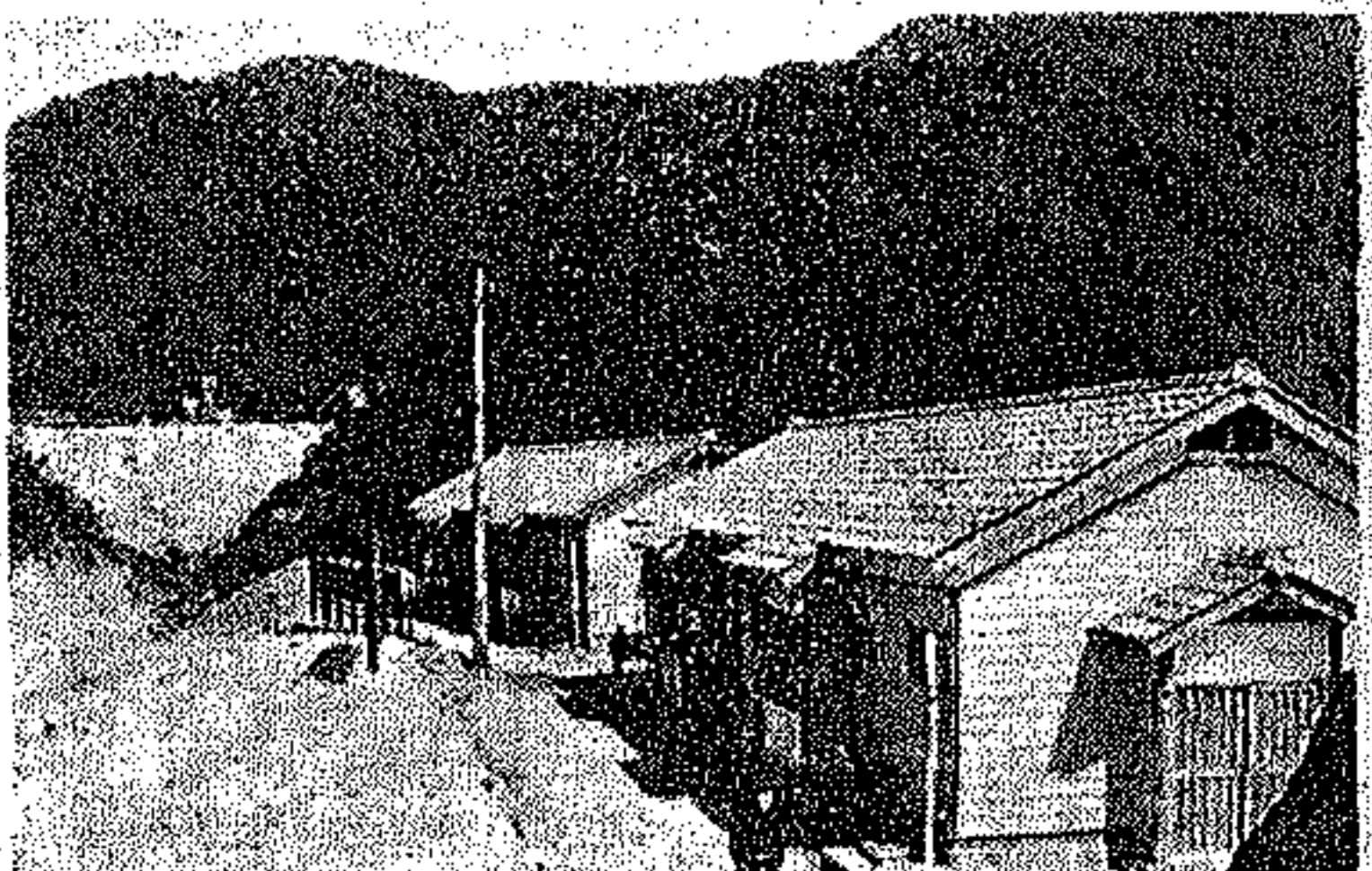
三 保健
○ 夜勤の場合、昼間労働者が魚釣りに行つたり、家事を押しつけられたりして過労になる心配が強い。家族も仕事に対する理解をもつようにしてもらいたい。(使用者)
○ 夫をなるべく休養させるために夫を送り出してから夜の一時頃に寝る。そして通学する子供のために朝はふつうに起きるので、主婦は睡眠不足になる。(主婦)
○ 従業員が出勤先で不安に思うことは家族の病氣である。従業員自身はもちろんであるがその家族に病人があれば仕事にも影響する。そして直ちに他の従業員に負担がかかる。(使用者)
○ 家族の健康診断を行つて早期発見につとめ、よい結果を得た。(使用者)
四 家族計画
○ 中絶よりも調節が大切であるといふことは判つていても中絶するひとが多し。どうしたら徹底するだろうか。
○ 夫の自覚ないし協力が絶対必要なので、労組の会合のとき、ときどき話しあつていく。(労組)
○ 夫に工場で産制教育をしてほしい。
五 家計
○ 一般に労働者の収入は一定しているのだから、家計の計画は技術的に容易である。

と考えるのに、ここでは家計の計画性が問題となつてゐる。
○ 主婦に生活の計画性がなく、かけ買いで必要なものまで買ふ。
○ 炭鉱ではまだ背越しの金は使われないといふ気分が多分に残つていて、給料間際には漬物だけで暮らすことがある。(炭鉱の主婦)
○ 一般に建設業の労働者の主婦は家計について計画性が全然ない。収入がはいったときに一度にぜいたくをして、必要なもの(電気・水道代・教育費・家賃等)を除いておくといふことを知らない。また人に借りることを何とも思はない。(建設業の主婦)
○ 仕事の繁閑によつて収入に差があるが、多い月でも貯蓄にまわそうとなしな。給料の前借りや借金をするものはいつも決つてゐる。(使用者)
○ 主婦のレクリエーションの費用が家計に上つてゐない。(労組)
○ 主婦に生活の計画性がなく、欲しいときに欲しいものが買える近所の店の方が値段が高くて便利だといつて、共同購入に対して積極性がない。(労組)
○ 内職をしている主婦は非常に多く、仕事切れと低賃金の点に一般的な悩みがあるが、一方つぎのような場合もある。
○ 会社の生産に平行してチェーンの内職が出される。簡単な仕事であるが疲れがはげしくて仕事に追われるように

忙しい。家事・育児・教育の面がおろそかになつてゐる。収入は月平均二千円以上。会社としては生産に直接影響するので、内職を必要としている。
○ 製本の下請工場に働くものの家族。月刊、週刊雑誌の製本の内職をするが、いつも納本締切に迫られ、繁忙時には小学校、中学校の子供まで休ませて手伝わせ。学校では一クラス殆どが欠席状態となる有様である。主婦も内職に追われて新鮮な生活設計への意欲がない。
○ (ほかに将来の問題として厚生年金に関するものが相当にあつた。停年が五五才、厚生年金受給は六〇才であるため不安や、年金が小額である点などである。)

和やトラブルが大きな要素となつてゐることが非常に多い。その点建設業などでは、単に労働者のみの労務管理だけでは十分でない。(使用者)
○ (主婦が病氣、出産等により、平常どおりの家事、育児などができない場合に、労働者の勤務上どのような影響があるか、またどのような措置対策がとられてゐるか等の問題については非常に関心をもちて話しあわれた。今後の研究課題として会社に持帰り、措置対策を緊急に検討することになったところもあり、家事の都合による欠勤は労使双方の問題となつてゐる。
七 その他
○ 労働者の主婦は生活技術を身につけるようとなし。(使用者)
○ 主婦は一般にむだ話お茶づきのみが多く、勉強の時間をつくらない。(労組)
○ 労組活動の中に、職場や家庭を明るくする運動を織りこんでほしい(主婦)
○ 会社の寮は安いが、不便で気がねが多く、職制が家庭にまで入りこんで圧迫感をもつ。
○ 炭鉱の社宅であるため光熱費・住宅費とも時代ばなれの安さであるのに、生活に追われる一因として、交際が非常に派手であることがあげられる。
○ この会議では、三者の話しあひによつて問題の発展や解決をみた例がいろいろあつたが、なお今後の研究課題として残された問題もある。

炭鉱労働者の家族問題
——実態調査結果紹介——
て紹介しよう。
一、家族の大きさ
まず家族構成についてみると、第一表のように夫婦と子供だけの所謂近代型といわれる家族が全体の七五%を占めてゐる。これを農家及び都市の大工場労働者の家族構成とくらべてみると、農家では親と子供の二世帯が一緒に住む家はわずかに四八%、京浜地区の大企業工場労働者の場合には八一・五%となつてゐる。(婦人少年局資料「農村婦人の生活」及び「工場労働者家族の生活」参照)世帯人員は平均五・〇五人で四・六人世帯が



炭鉱の社宅

第1表 家族構成 (15事業所)

教		100 % (3,478)
近代型		6
① 夫婦だけ	夫婦+子供	69
	計	75
① + 親		14
① + 兄弟姉妹		2
① + 親+兄弟姉妹		6
① + その他		3

び「工場労働者家族の生活」参照)世帯人員は平均五・〇五人で四・六人世帯が

三、きょうだいの扶養について
きょうだいで同居している世帯は三、四七八中二五八(八%)、仕送りをしてい
る世帯は夫の兄弟へ四六、姉妹へ五三、
妻の兄弟へ八、姉妹へ一八で全体から見
れば極めてわずかである。

第7表 きょうだいの扶養についてどう思うか

		不 明	そ の 他	したくない やむを得ない 自然な思 う	扶養や援助を している者 の総数
磐城	48	12	1	11	24
三池	39	13	3	10	39

最後に「もしきょうだいや親類が生活
に困ったらどうしてあげるのがよいと思
うか」と尋ねた所、第八表のような結果
がえられた。即ち「援助しなければなら
ない」と答えたものは、磐城では四五%、
三池では二九%、「余裕があれば援助し
た方がよい」は、磐城で五〇%、三池で
は六四%を占め、「援助する必要はない」
はいずれも少数である。結局きょうだい
や親類が困っている時には、余裕があれば
ば助けた方がよいという弾力的な考え方
が多い。

第6表 親を扶養する余裕

	磐城 100% (182)	三池 100% (232)
現在扶養していない者	5	7
扶養できると思う	43	19
扶養できると思わない	22	42
扶養できると思わない	30	32

次に現在
親を扶養し
ていない世
帯の妻に対
して、今の
暮らしをき
からみて、
今の家族の
外に親を扶
養することに
できると思
うかどうか
を尋ねた
ところ、第六表のような結果が得られ
た。これによれば、「扶養できると思う」
と答えたものはわずかで、磐城に五%、
三池に七%にすぎない。反対に「とても
できない」と答えたものは、磐城では二
二%であるが、三池では四二%で不明を
除けば過半数を占める。「多少困るが何
とかなる」という中間的な答は磐城で多
く四三%に及んでいる。

第8表 きょうだいや親類の扶養についての意識

	総 数	不 明	余 裕が あれば 援助し なければ なら ない	余 裕が あれば 援助し なければ なら ない
磐城	100% (283)	45	50	3
三池	100% (379)	29	64	2

生涯のほとんどを被用者として過ごし
た労働者の、退職後の生活設計に重要な
影響をもたらすものとして退職金の問題
があります。このことは青壮年層の労働
者にとっても、またその家族にとっても
大きな関心事でありましよう。
退職金を出すよりも現在の賃金を上げ
る方がよいという考えかたがある一方、
企業は生涯をつくりた労働者の余生を保
障するべきだという考えかたもありま
す。
退職金制度について関係経営者協会は
毎年調査を行っていますが、昭和三十
一年七月調の全産業平均の学歴別職別
者別退職金額はつぎのような結果でし
た。(従業員規模五〇人以上、一六八
社)
三〇年勤続で会社の都合で退職した場
合、新制大学二六五万二千三百円、旧制
大学二六七万四千一百円、旧制専門二
一五万五千七百円、新制高校一八〇万七
千六百円、旧制中学一七二万四千一百円、
労務者一八九万六千円となっており、自
己の都合で退職した場合、新制大学二二
七万五千九百円、旧制大学二二〇万五千
円、旧制専門二〇六万二千一百円、新制
高校一五五万七千四百円、旧制中学一五
二万五千円、労務者一〇三万三千五百円
となつています。

労働者の退職金

第2表 家族計画 (15事業所)

	産児制限の 意識がある か	受胎調節 をしている か	妊娠中絶を したことか あるか
総数 (3,478)	100%	100%	100%
ある又はしている	48	38	25
ない又はしていない	43	49	63
不明	9	13	12

次に、その調査の対象となつた炭鉱
労働者家族に、どの程度家族計画が普及
しているかをみると、第二表のとおりで
ある。(妻に対する質問の結果)
これによれば、半数近くは産児制限の
講習会に出席したことがあることがあ
り、それらの人々は一応家族計画の
必要性を認めており、且つ産
児制限についての知識をも
つていて、現実に受胎

第3表 親の扶養状況

調査世帯総数	計	723
親と同じ世帯	合計	715
	小の親だけ	578
	夫の親だけ	136
	妻の親だけ	1
親と別居している世帯	合計	2,243
	小の親だけ	412
	夫の親だけ	311
	妻の親だけ	81
同居と別居の親を扶養	合計	1,214
	(他の人に扶養) されてい	475
	ない扶養の必要なし	142
	不明	597
同居と別居の親を扶養		9
両方の両親全部死亡		418
不明		85

第5表 自家で扶養すること
をどう思うか

	計	不明・その他	当然と思 わない	当然と思 う
磐城	56	3	1	52
三池	13	3	1	9
計	164	6	2	156

次に、常磐磐城事業所と三井三池事業
所の労働者の妻に質問した結果により、
親の扶養に対する意識を調べてみよう。
まず、親を扶養している世帯の主婦

多く、七人以上の世帯は二割である。
次に子供の数をみると、三人がもつと
も多し二六%、次が二人の二二%、一人
の一九%、四人の一四%の順となつてお
り、五人以上最高九人の子をもつ世帯も
少数ながらみうけられ、反対に子の無い
世帯も一割たらずある。子供数に対する
希望を聞くと、やはり三人が多くその率
は五割以上に及び、八割までが二〜四人
に集中している。

二、親の扶養について

炭鉱労働者家族における親の扶養の状
況は、まず第三表をみると、親の扶養を
している世帯は一、一三六で全体の三三
%にあたり、そのうち同居して扶養して
いる世帯は四二二、両方の方法で二人以
上の親を扶養している世帯が九である。
両親とも死亡した場合や、扶養の必要の
ない場合を除いて、扶養を要する親があ
つて自家で扶養していない世帯は一、
二二四(三五%)であるから、扶養を必
要とする親がある場合に、扶養している
世帯と、扶養していない世帯とは大体
同じくらいの割合であり、扶養のしかた
は同居して扶養している方が多いことが
わかる。
夫と妻に分けてみると、親を同居して
扶養している七二五世帯のうち、夫の親
の場合は五七八(八二%)であり、妻の
親の場合は一三六世帯(一九%)、別居
して仕送りをしている四二二世帯のう
ち、夫の親の場合は三一(七五%)、
妻の親の場合は八一(二〇%)、両方の
親の場合が二〇世帯(五%)で夫の親の
場合の方がはるかに多い。更に、夫が長
男である場合と次、三男である場合、妻
が家つぎ娘である場合と嫁入りした場合
とに分けてみると第四表のような結果
となる。
即ち扶養を必要とする親のある世帯
で、夫が長男である八七八世帯のうち、
六六五(七六%)が扶養しているのに対
し、次三男以下である場合には七二七世
帯のうち二二九(三二%)、また妻が家つ

第4表 親別別親の扶養状況

	夫	妻	同居	別居
	長男	次三男以上	家つぎ	嫁入り
要扶養親のある世帯数	878	717	223	1,243
扶養している	665	229	115	130
扶養していない	449	120	82	56
扶養していない	216	109	33	74
扶養していない	213	488	108	1,113



諸外国における 家族のための経済的方策

— 国連資料からの抜粋 —

世界の多くの国では家族の生活の安定をはかるためにいろいろな経済的方策をとっていますが、この方策についての総合的な調査が国連連合によって行われ、二十四か国がこの調査に報告を送りました。この結果が「家族のための経済的方策」として一九五二年に発表され、婦人少年局では昨年、国際資料としてこれを要約して出しました。労働者家族の生活の特集するに当り、断片的ですが、その一部を紹介しましょう。

なお二十四か国とはアルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・ブラジル・カナダ・チリ・チエコスロヴァキア・デンマーク・エクアドル・エルサルバドル・フランス・ギリシャ・ホンジュラス・ノールウェー・パキスタン・フィリピン・スウェーデン・シリヤ・トルコ・南アフリカ・ソヴィエト・英国・アメリカ・ウルグアイの諸国です。

一 収入が一次的に増額されるもの
家族の一般的な目的に使うために、一時的な補助金が、子供の出生や結婚などの場合、与えられる法律で規定して

(1) 結婚補助金

一定の人達に、その結婚に際して、相当の手当を一度支給するやり方がある。このような手当は、家庭生活をはじめるに当り、必要とする出費のある程度を補うというもので、資金所得者のあるものに(アルゼンチン)、あるいは、婦人相互恩恵会の被保険者に(ベルギー)、あるいは、強制社会保険の対象となつてゐる被雇用者に(チエコスロバキア)など、それぞれ一定の勤務年数、加入年数を条件として与えられる。ある法律では結婚補助金は再婚の時も与えられる。また夫婦が二人ともこの条件に該当してい

(2) 出生手当

子供の出生に当つて家族に与えられる利益には多種あるが、まず、一時払の手当がある。何番目の子供かによつて額が違ふこともある。これは法律によつて、連うこともある。これは法律によつて、そのよびがたはまちまちで、母性手当(フランス)、金銭補助(トルコ)、「大家族の母に対する一時補助金」(ソ連)等があるが、結局内容は子供の出生に対する奨励金のようなものである。

出生手当は、例えば、その国の中、または国籍をもつて生れた子供についてその母に、母の年齢が一定以下であるか、または或る年数以内に子供が死亡したということに条件して、与えられる場合がある(フランス)。受益者は、第一子からその後の子供についてもそれぞれ規定の額を一時払で貰うこともできる(フランス)が、あるいは第三子以下の場合もある(ソ連)。また一方、六人以上の子持の母に一度だけ支払うというやり方もある(トルコ)。

一人一人の子供について手当が出る場合には、第一子に対するものは二子以下のもより率が高くて第二子以下は全部同じというもの(フランス)や、数があるに達したがつて率も高くなるというやり方(ソ連)もある。これに関連して、双子以上の出生の時、二人一人に別々に支払われるが、出生の時規定額の半分、あとの半分は、六か月後になつてから、子供が無事に生きており、両親が養つてゐるという条件の下に支払われる(フランス)。

他の家族福祉のための手当と同じく、出生手当は税金がからず、譲渡もでき

ず、強制執行もされない(フランス)。

また、子供の出生に当つて、家族の特別出費のために作られた手当や貸与金なども、出生手当の一つと考えられる。このような手当や貸与金は子供が生れれば、額が増され、または貸与が一部繰引になるのである。しかし、このような特別の出生手当は、この種の、手当や貸与金をすでに受けていた家族に限られるわけである。

二 家族の消費と支出に対して援助するもの

この対象となるのは、食料品・住宅・光熱・家具および世帯道具・家事・衣料・教育・運輸・休日および娯楽・貯蓄・その他であるが、その中の二、三をあげてみよう。

(1) 家事

継続的な家族収入増加、所得税の減免等の関連においても、家族のための家事をする経費を補助するという意味をもつ特別の恩恵があつた。しかし、別個の法規によつて、家事作業の必要性を考慮して、そのための出費を補助しようとしてゐるものがある。

家事使用人にかかる税金の減免 家事使用人に税金のかかる場合、一定人数以上の家族については、税の控除という形でその出費を減らす。比較的小人数の家族では使用人一人、多勢の家族の時二人まで(フランス)である。

同様に、所得税法中に、家事使用人を

雇つてゐる場合についての規定があり、たとえば、独身で養子をもつてゐる人、未婚で子供があり、その子供のために所得税減額をうけてゐる人等では、それぞれその状況について証明をしなければならぬ。(カナダ、ノルウェー、スウェーデン、英国)。

(2) 衣料

一定の条件にかなう家族は、衣料に関する特別の恩恵、たとえば、価格の割引、税の減免等をうける。

衣料品の割引 一人以上の子供がある低収入家族は、一定期間にそれぞれの子供につき繊維製品の割引券をもらい、小売店で一定額の衣料を買うことができる。これは、養子、里子、婚姻以外による子供も含まれる(デンマーク)。

衣料品にかかる税金の減免 大家族の長は、外国から運送された中古衣料や靴について、輸入税がからぬように申請することができ(ギリシャ)。

衣料品の支給 学校に行つてゐる子供で適当な衣料や靴をもたぬものには、学校から衣料品や靴を支給することができる。もし、両親がその料金を払うことが困難でない時は、払わねばならない(英国)。

(3) 教育

諸国の諸法規によつて、いろいろの継続的収入増加が、子供の教育も含めた扶養のために、行われている。すなわち、

両親は子供の扶養手当、所得税の軽減等を普通、その子供が義務教育をうけてゐる間、あるいは、さらに勉強をつづける時にもつと長い間、受けることができるのである。またその上に、奨学金を受けてゐる子供は、いろいろな場合に税金を免除されてゐる。

しかし、この章で考える子供の教育費のための諸方策は、異つた大きさの家族の、異つた必要性をとりあげ、数人の子供をもつた家族のための方策のみに限つてゐる。すなわち、追加教育補助金、奨学金の軽減、教育貸付金、交通費の軽減、奨学金を受ける優先権等である。

追加教育補助金 数人の子供を学校へやつてゐる家族のためには、教育費支払いに差別をつける。すなわち、二人以上の子供を学校寄宿舎に入れている家族は三人目以下の子供については、寄宿料補助金を受けられる(オレンジ自由州)。

同様に、奨学金、奨学資金、給費及びその他の資金が学生に与えられる際は、その家族の収入の額に同じ、また子の数にもよつてきめられる(英国)。

教育費の軽減 大家族または二人以上の

の子供が学校へ行つてゐる家族は、この教育費を全面的にまたは一部を免除される。これは学校以外のいろいろの公共の教育機関については大体子供の数によつてきまり、収入の多寡は問題にならないが、学校の授業料の免除は低収入家庭で一定数の子供のある時に限られる。すな

わち、中間の教育機関(Intermediate educational establishment)の授業料の全面的または部分的免除が、一定収入の親に適用される際に二人以上の子供のある家族は子供一人につき収入の定額に少しづつ増加するので、その収入の合計が最初の定額をこえてもこれらの減額を享受できる(ベルギー)。同様に貧しい大家族の子供は、高等学校も含めて、いろいろの教育機関の授業料を免除される(ギリシャ)。

また、一方、子供達が同時に、同じ学校へ行つてゐる時は、二人目の子供から、または三人目の子供からは、家族の収入の多寡にかかわらず免除される(ベルギー、ブラジル、フランス、ギリシャ、ノルウェー、パキスタン、ナタール)。

この教育費の減免は、たとえば、登録料、試験料その他学校における学生生活に伴う経費の上にかかる国税等(ブラジル)、登録料、授業料等(ギリシャ)、または家族が負担すべき教育費一切で、授業料・寄宿料等も含む(フランス)等々になされる。

この減額の率や額にはいろいろの相違があり、子供の数が大体これを決定する。また、これを受けるべき子供の範囲にもいろいろのきめ方があり、兄弟姉妹のためにのみ要求できる(パキスタン)。養子や家族の中にいる子供及び扶養家族手当の法律中に定められてゐる子供(フ

ランス)、継子や里子も入れる(ナタール州)等あり、国籍をもつた子供(ベルギー、フランス)、外国の子供でも相手の国で同じようにこころの子供を扱つてゐる場合は含む(ベルギー)のものもある。その他 大家族に対する教育貸付金(ベルギー)、奨学金の優先権の受領(ギリシャ)等がある。

(4) 運輸

一定年齢以下の子供の交通費は無料かあるいは割引きをするという規則があつて、家族の交通費全体を減らすのに役立っている。更に大家族は、特別の交通料金や優先権をもつていて、もつと有利になる場合がある。

大家族の乗車賃の割引 大家族の長と

その家族は、交通費を割引きしてもらえらる。すなわち二歳以下の未婚の子供が四人以上ある家族は、電車やバスの料金は半額になる(ベルギー)、同じく大家族は少くとも五〇%の割引きを諸交通機関でして貰える(ギリシャ)。更に大家族は諸々の旅行機関や切符購入の際にいろいろの割引をして貰える(フランス)等とあり、鉄道については、十八歳以下の子供三人以上の家族の両親と子供は、その子供の数によつて次第に割引率も増してくる。たとえば六人の子供の時七五%まで割引いてくれる。また、同じような家族は地方交通機関につい

ては五〇%割引を以て貰える。更に、この割引は現に家族を養つてゐる人でなく、前に大家族を養つた両親であつた人については一生三〇%の割引がある。最後に、三人以上の家族は、長距離の鉄道旅行には一緒に切符を買えば割引があるし、どんな家族でも同じ期間の同じ旅行に家族切符として買えば、買切符の枚数に応じた割引がある。この場合受給できる家族の範囲は夫と妻、親とその配偶者、子供とその配偶者及び使用人となつてゐる(フランス)。

既婚婦人の国籍に関する条約

国連婦人の地位委員会では、その第四回会議(一九五〇年)から「既婚婦人の国籍」を議題として取り上げ、第七回会議(一九五三年)においては、「既婚婦人の国籍に関する条約案」を採択しました。この条約案は経済社会理事会を経て、総会に提出されていきましたが、去る一月の第十一回総会でこれが採択され成立しました。国連事務局発行のニュースレターに、この間の事情が掲載されてゐるので、ここに翻訳、紹介します。

一九五五年十二月、第十回総会では、第三委員会が勧告した既婚婦人の国籍に関する条約案の前文及び実体規定に注目し、次期総会で審議を続行することを決定した。第十一回総会において、第三委員会は条約案の最終手続条項を採択した。そして総会の最後に当り、前に承認した前文と三か条の実体規定及びこの手続条項を含んだ条約案を採択して署名と批准のため開放するよう勧告を行つた。

一九五七年一月二十九日、総会はその第六四七回会議において、点呼表決により、賛成四八、反対二、棄権二三をもつて既婚婦人の国籍に関する条約を採択した。なお、イギリス代表の提案により、領土内における適用に関する条項(第七條)を、第三委員会勧告の案に附加することも決定した。これに関する点呼表決の結果は、賛成三一、反対二六、棄権一六である。この条約は一九五七年二月二十日から署名と批准のため開放される。以下は本条約の前文と実体規定である。(仮訳)

「締約国は、

第一条 各締約国は、その国の国民の一人と、他国人との間の結婚、離婚の場合も、また、夫の国籍変更の場合も、それが自動的に、次の通り協定する。

第二条 各締約国は、その国の国民の一人が任意に他国国籍を取得する場合も、自国籍を放棄する場合も、その妻が自国籍を保有することを妨げないことに同意する。

第三条 各締約国は、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、国家の安全と公共の福祉に反しない限り、本人の要求により、特別の帰化手続によつて、夫の国籍を取得することに同意する。

第四条 各締約国は、この条約が、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、その要求により権利として夫の国籍を取得できることを規定してゐる既存の法令や慣習法を妨げるものでないことに同意する。

第二條 各締約国は、その国の国民の一人が任意に他国国籍を取得する場合も、自国籍を放棄する場合も、その妻が自国籍を保有することを妨げないことに同意する。

第三條 各締約国は、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、国家の安全と公共の福祉に反しない限り、本人の要求により、特別の帰化手続によつて、夫の国籍を取得することに同意する。

第四條 各締約国は、この条約が、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、その要求により権利として夫の国籍を取得できることを規定してゐる既存の法令や慣習法を妨げるものでないことに同意する。



年少者の不当雇用
実態調査結果

中国・四国地区

年少者の不当雇用実態調査は、昭和三十一年度において、中国・四国地区(鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知の九県)につき実施したが、このたび、その結果がまとまつたので、ここに簡単にその概況を説明する。

一 学校調査結果

中国・四国地区の公立中学校(二、三、四校)において、調査の当時、連続または断続して五〇日以上欠席し、かつ親元を離れてゐる者の把握を行つた。その結果、これに該当した長期欠席生徒は三八〇名(男一六六名、女二一四名)であつた。

二 親元調査結果

右の三八〇名の者の親(保護者)について家庭状況等の調査を行つたが、その長期欠席が就業による者は一五二名であつた。

三 就業先調査結果

この一五二名について就業先調査を行つたのであるが、調査時に就業先不明で

あつた者や、既にそこをやめて帰郷した者等があり、けつきよく実態把握のできた者は一〇三名である。

なお、この内訳は男四八名、女五五名で、一三才一五才の者がほとんどである。

そこで、以下にその実態について述べてみる。

1 就業先

就業先の業種は多岐多様にわたつてゐるが、とくに多いのは商業の二二、農業の二三、料理飲食店の一一である。

また、規模は従業員一〇人未満のものが多い。

2 親元

イ 親(保護者)

一〇三名のうち、両親健在の者四二名、父または母のいずれかのいない者五十四名、両親のいない者七名である。

つぎに、親(保護者)の職業をみると、日雇三二名、農業二〇名、無職一六名が多く、ついで、漁業・鉱業従事者がそれぞれ五名、工員三名の順となつてゐる。

ロ 家族数

親元における家族数では、七人家族の者が最も多く、ついで、六人、五人、八人、九人の順である。そして、平均家族数は六人強である。

ハ 生活程度

親(保護者)の収入は、その職業によつて相当のひらきがあるが、平均月収で五、六八三元となつてゐる。そして、親元の総収入では平均月収九、九一七円となつてゐる。したがつて、これを家族数との関係でみるならば、一人当り月平均生計費は一、六五三元となる。

なお生活保護法の適用により扶助(生活、教育、医療、住宅)を受けてゐる世帯数は一六である。

3 就業動機

就業の動機ないしは理由を、それが判然としなない七名以外の者についてみると、貧困によるものが五〇名で過半数を占め、そのほかでは、学校嫌ひによるもの一七名、本人の希望によるもの一〇名、家庭不和(家族の愛情欠如ないし虐待)によるもの五名、技能修得のためのもの四名となつてゐる。この場合、貧困による女子の就業が目立つ。

また、現在先にいたるまでに他の就業先を持つたことのある者は二五名いる。

ロ 就業あつた者

その就業についてあつた者のあつた者は二八名である。そして、その就業あつた者あつた旋された当該生徒との関係

は、親戚一〇名、知人九名、隣人五名、兄弟・友人・民生委員・他人各一名となつてゐる。

なお、あつた旋に伴う謝礼(手数料)の授受は見られない。

ハ 前借金

就業先から前借金を受けた者は九名である。そして、これを金額の面で見ると、一、四〇〇円一名、一、五〇〇円二名、二、〇〇〇円一名、四、〇〇〇円一名、八、〇〇〇円一名、二〇、〇〇〇円一名、二五、〇〇〇円一名、三五、〇〇〇円一名となつてゐる。

なお、前借金の使途目的は、生活費、医療費、建築費、旅費等である。

4 労働条件

イ 業務内容

業務内容はその就業先の業種によつて異なる。例えば、一般家庭の女中と料理飲食店のそれとは、名じ女中でも実質上その性格と内容を異にするのである。しかし、ここでは業種を問わずにその一般的な態様によつてこれを見る。

まず、男子にあつては、見習が最も多くて一七名、ついで、配達一名、手伝八名、店員七名、雑役運搬三名、その他二名となつてゐる。

つぎに、女子にあつては、女中二一名(うち女給三名)、子守一七名が多く、そのほかでは、見習五名(うち芸妓見習一名)、店員四名、手伝三名、土方運搬二名、その他三名である。

就業期間

実際の就業期間をみると、三か月未満の者一〇名、三か月～六か月の者一四名、六か月～一か年の者三七名、一か年～二か年の者一六名、二か年～三か年の者二名、不明の者は二四名となつてゐる。

なお、就業の期間について契約上の定めのない者は五名いるが、その内容は、五か月・三年・四年・五年各一名（以上農業）、五年一名（左官）、一人前になるまで一名は裁縫置屋である。

賃金

賃金支払を形態別にみると、賃金のみの者五六名、賃金と実物の併給のもの九名、小遣金のみの者一名、小遣金と実物の併給の者二名、実物給与のみの者一名、支給のない者（食事が給与されるにすぎない等）七名であり、なお、不明の者が六名いる。

そこでつぎに、その内容をみることにする。

賃金のみの者については、一、〇〇〇円未満一名、五、〇〇〇円以上二名があり、二、〇〇〇円～四、〇〇〇円の層の者が多い。そして、平均賃金月額は一、七五三元である。

賃金と実物の併給の者の賃金層は一、〇〇〇円～三、〇〇〇円であり、平均賃金額は一、七九〇円である。

小遣金のみの者及びこれと実物の併給の者の月平均の小遣額は四九七円である。

る。実物給与の内容は衣類が最も多く、そのほかでは、日用品、履物等があげられる。

また、右の定期的支給とは別に、臨時に金銭で支給のある者は、一五名おり、その内容は、一、〇〇〇円未満七名、一、〇〇〇円～二、〇〇〇円二名、二、〇〇〇円～三、〇〇〇円三名、三、〇〇〇円～四、〇〇〇円四名、四、〇〇〇円～五、〇〇〇円一名となつてゐる。なお、実物で臨時に支給のある者も相当数いる。

さらに、賃金と関連して、年少者の家庭への送金状況をみると、送金者は四九名で総額の四七・六％が親元へ往送りをしている。そして、その送金月額は一、〇〇〇円～三、〇〇〇円のものも多く、平均額では一、七八二元となつてゐる。

労働時間

始業時刻が午前五時以前の者は九名おり、また、終業時刻が午後八時以降となる者は三四名いる。

つぎに、実働時間についてみると、不明の四一名を除く六二名の状況は、七時間未満四名、七時間以上八時間未満六名、八時間以上九時間未満一八名、九時間以上一〇時間未満三名、一〇時間以上一時間未満九名、一時間以上二時間未満四名、二時間以上一八名となつていて、多くが長時間の労働に従事していることがわかる。

業種別には、とくに商業及び料理飲食業においてこの長時間労働がみられる。

休 暇

休暇については、不明の者が三名あるが、その分明的な者七〇名の状況は、一時間未満四名、一時間以上三十一名、不確定二七名、「なし」八名である。

休 日

休日について、不明の一四名を除く八九名の状況は、週一回一五名、月一回六名、月二回二八名、月三回九名、年二回一名、年七回一名、年一〇回二名、不確定一六名、なし一名である。

生 活

私生活（面会、外出、通信、居室等）の自由について事業主の拘束をうけている者はみられない。

仕事の上で或るいは仕事以外でも現在の職場環境においてつらいと思うことがあるかどうかについて開陳した者は七五名であるが、「つらい」という者一五名、「つらくない」という者六〇名であった。

つぎにまた、では現在の境遇（仕事）に対して将来性を考え合わせてどのような思つてゐるかについて意見を表明した者は七十七名であるが、満足傾向を示す者七〇名、不満足である旨を積極的に答えた者七名である。

なお、右の満足傾向を示す者について説明をつけ加えなければならぬことは積極的に満足している者は多く、多くはやむをえないので――親元においても生活が苦しいし、或るいは虐待されるから、いまのところ働いていた方がましであるという程度のものである。

であるという程度のものである。

四 措 置

この実態調査活動は、単に調査にとどまらず、その調査の全過程を通じて、不当雇用の防止と排除をはかり、保護を必要とするものに対しては具体的に所要の措置を講じてゆくことに主眼を置いて実施したものである。

このため、親元調査、就業先調査の段階において、婦人少年室（調査担当者）―学校、労働基準監督署、公共職業安定所、警察署、福祉事務所、児童相談所等の関係機関の相互連絡による活動が行われた。

そして、その保護措置については、これを一挙に解決することのできない場合が多く、これらのものについては、調査終了後も引き続きその解決のための努力をしてゐるところであるが、調査終了時の報告の際までに一応の解決をみた者の保護状況を記しておく。

- 生活保護法適用 一件
- 親元復帰 四件
- 親元復帰就学 五件
- 就業先において就学 二件
- 就職（親元近くへ転職） 二件
- 労働条件（賃金）改善 一件
- 児童相談所収容 一件
- 観察指導 六件

労働婦人のページ

総数に対する婦人の割合

組合（所属産業）	組合員	代議員	組合員（三役その他）
A 紡織	八五%	一四%	〇%
B 繊維	七五%	三%	二%
C 医療保健	六〇%	一〇%	一四%
D 各種商品小売	六〇%	一〇%	八%
E 保険	四九%	一六%	四%
F 教育	四八%	一二%	九%
G 通信	三七%	五%	〇%
H 煙草製造	三〇%	四%	〇%
I 保険	二九%	二%	〇%
J 通信	二八%	〇・三%	〇%
K 地方鉄道及び軌道	二五%	〇・六%	〇%
L 地方事務	二〇%	四%	〇%
M 食料品製造	二〇%	二%	〇%
N 輸送用機械器具製造	六%	〇	〇
O 鉄道	三%	〇・五	〇

労働婦人のページ

★婦人の組合役員など

組合が職場における婦人問題をより多くとりあげるようにするためには、組合の運動方針や年間事業や予算が決められたり、執行される場―組合大会や執行委員会が発言権や決議権をもつ立場に婦人が多く選出されることが必要でしょう。そこで今回は、組合における婦人の代議員や役員についてみることにしよう。

中央組織の状況

婦人対策機関が設置されている全国組織をもつ組合から得られた回答の範囲において、一九五六年の婦人組合員の組合大会代議員ならびに組合員（三役その他）の執行委員への選出状況をみると、三役に選出されている婦人は一人もいないこと、婦人組合員数との関連において、男子とくらべると大会においても、執行委員会においても、婦人の声が弱まるといえることがいえます。

次にいくつかの組合について、婦人の組合員数・大会代議員数・組合役員数のそれぞれの総数に対する割合をあげておきますが、定員が数十人に限られている組合役員に婦人が皆無である例はめずらしくありません。数百人によつて構成される組合大会代議員に、婦人が一人も選出されていなかったり、あるいは一％以下というケースもみられます。

地方の支部・単組等の状況
諸組合の機関紙誌等によつて、地方の支部、単組の状況をみると、

婦人の組合役員等への進出状況がよいといえないことは中央の場合と同じようであるが、必ずしも、とくに婦人の多い職場でなくとも婦人の執行委員長、副委員長、書記長がばつばつみられること、その他の執行委員、婦人部以外の専門部長、副部長等の役をつとめている例もかなり目につくことが中央の場合と異つた傾向です。

特に女子組合員の多い支部や単組では中央とは事情が異なるでしょうけれど、女子の組合役員への選出率はかなり高くなつてゐます。

次に婦人少年局が一九五六年一二月末日現在で調査を行った各県の繊維産業単組における女子役員の選出状況について紹介しよう。

各婦人少年室が全国の繊維産業（紡織業と衣服及び身用品製造業）五九〇の単組からえた回答によりますと、組合員総数は二五九、九五八人で、そのうち七〇％を女子が占めております。

これらの単組における女子の組合役員への選出状況は、執行委員長が、その総数の五・一％、副執行委員長二・〇・六％、書記長（または事務局長）二・〇・二％で以上の三役に、その他の執行委員を加えますと、女子役員は役員総数の三一・七％を占めることとなります。

組合員総数に対する役員（三役と他の執行委員）の割合は二・五％、男女別にみると男子五・六％、女子一・一％とな

り、大多数の組合員が女子であることがうかがえます。女子の役員への選出率は高いたといえませんが、中央組織の場合に比べれば、かなりの女子が役員に選出されているといえるでしょう。

次に各専門部の部長は、男子七八％に對して女子は二二％ですが、専門部長は男子五三％、女子四七％となり、男女の開きはずつと少なくなつてゐます。

また女子の専門部長の大部分（八七％）は婦人対策関係の部長ですが、あとの一三％は文化部、厚生部、調査部、教育部、会計部等の部長となつてゐます。

次に五九〇組合中、婦人部等何らかの形で婦人対策機関をもつものは四〇六（六九％）、そのうち専門部を設けている組合は二六九（調査組合総数の四六％）、他は協議機関もしくは諮問機関として懇談会または協議会名称のものが二六（四％）と他の専門部に婦人対策をふくめてゐるもの一一（一九％）となつてゐますが、これらの責任者（部長または議長）の男女比率は、女子が男子の二倍強、副責任者は三・三倍で、当然のことながらこの機関内において、はじめて婦人の声が大きく通ることになります。

しかし婦人部等の中で出された意見がいかに大きな婦人の声であつても、これを組合にもち込む組合役員の数や、その声が弱くは、組合や職場における婦人問題は組合の問題として反映され難いのではないのでしょうか。

(1) 書名	著者	発行所	番号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅵ. 婦人と家庭	2. 家庭生活に関するもの				生活実態調査	島津千利世	家庭科学	(135)	50
a. 家庭について——つづき					—東京板橋区某家—				
嫁いびりはなぜ起る	乾 孝	自由国民	(28)	50	生活問題—2—	久保孝男	"	(140)	"
「家」と嫁	中川善之助	婦人公論	(3月号)	51	労働者の家庭における婦人の生活時間	労働時報	(3—12)	"	"
冷い対立を解くには	清水幾太郎	"	(6月号)	"	勤労生活者の生活設計	氏家寿子	別冊実業之日本	(10)	"
嫁と姑の相対はどう解決するか	川島武宜他 (座談会)	"	(")	"	*女世帯生活実態調査	労働省婦人少年局 (婦人・調査資料 1)	"	"	"
「家」にしばられて来た女性	松島泉一	"	(")	"	*中央婦人問題会議家庭生活委員会総会	" (婦人・一般資料 5)	"	"	"
嫁と姑読本	芹沢光治郎他	"	(2月号)	54	台所と科学	吉沢クラ	主婦家政学	(2)	51
嫁御さんと姑さん	田島一郎	思想の科学	(1—3)	"	イギリスの合理化生活	牧野良三	国民	(605)	"
(3) 夫婦について					生活教育の現実的課題	馬場四郎	カリキュラム	(35)	"
夫婦の歴史	玉城 肇	女性改造	(3—9)	48	—平和教育について—				
共妻主義	高橋謙一郎	文芸春秋	(26—9)	"	生活問答—主婦の気になる問題—	船田文子 (対談) 婦人画報	(566)	"	"
夫婦の愛情	河盛好蔵他 (座談会)	婦人公論	(11月号)	"	或る日の生活補導部会	半代 忠	教育の研究	(7)	"
一夫一婦制の解剖	玉城 肇	婦人の世紀	(9)	49	生活教育の感覚	皇 至道	学校教育	(406)	"
—附・姦通罪の廃止について—					生活教育における養の基点	愛知学芸大学・岡崎教育研究所・附属岡崎小学校 研究紀要 (1)	"	"	"
夫の貞操と妻の権利	田辺繁子	ニューエイジ	(2—4)	50	生活のたのしみ	垣内芳子	社会教育	(6—4)	"
*妻の一生 (女性新説)	大浜英子	社会教育連合会編 大蔵省印刷局	"	"	生活の合理化について	田中寿美子	生活協同組合	(1—4)	"
妻の不幸	佐多稲子	婦人の世紀	(11)	"	夏休みの生活指導はどのようにしたらよいか	教育技術	(6—5)	"	"
夫婦について	清水幾太郎	婦人公論	(8月号)	52	生活時間の本質とその構造について	藤本 武	労働科学	(27—5)	"
各職域における家庭の妻について—家庭科の教育に就いて—	今和次郎	家庭科学	(164)	"	生活時間的調査研究 (1)				
妻の記録	林小夜子	他 婦人公論	(10月号)	"	生活の絶対性衣食住の安全策	土屋 清	実業概説	(23—6)	"
夫婦生活の幸福度の予測と測定	執行 嵐	社会学評論	(3—3)	53	英国における生活の問題	ジョージ・グリンソン 政治経済	(4—7)	"	"
米国における夫婦生活成功の予測研究	"	哲学年報	(14)	"	新しい生活のため	羽仁龍子	女性改造	(6—8)	"
危機は中年の妻に	神近市子	他 婦人公論	(4月号)	"	宴会会日本—その驚くべき盛衰はやがて主婦の肩にかかつて来る—	川島武宜	他 婦人朝日	(6—12)	"
妻として職業人として	西清子	他 "	(9月号)	"	*女世帯の実態	労働省婦人少年局 (婦人・調査資料 4)	"	"	"
夫と妻の言分	岡部勤子	時の法令	(115)	"	*生活改善実態資料 (社会教育シリーズ)	岡山県教育庁 同左	"	"	"
夫婦の結合関係	今崎秀一	福岡商大論叢	(4—2)	"	生活改善普及員と家庭科教育員—その交流はできないものか—	家庭科学	(161)	52	"
夫婦の危機をめぐって	吉谷頼武	他 婦人公論	(12月号)	"	衣生活・住生活—国民生活はどこまで改善したか、衣と住—	政治経済	(5—1)	"	"
満ち足りぬ妻のために	マドリソ・グレイ (江上 照彦 訳)	"	(")	"	*消費者の経済学—暮らしの合理化と商品の知識—	向井鹿松編	東洋書館	"	"
夫婦関係—性と社会—	今崎秀一	福岡商大論叢	(4—3)	54	これからの衣食住	土屋 清	文化と録化	(2—5)	"
夫婦げんか	望月 衡	思想の科学	(1—3)	"	*日本生活史	猪熊兼繁	世界思想社 (京都)	"	"
封建道徳に表れた夫婦の上下関係	姫岡 勤	社会学評論	(4—3)	"	モシ 1日30分自由ニツカエル時間ガアツカラ日本婦人ワコレヲナニニツカウカ	ウエノ ヨーイチ 彰華道	(19—9)	"	"
家族の社会的機能と夫婦関係に関する一考察	山根常男	社会学評論	(4—3)	55	*生活改善の歩み	広島県企画室 同左	"	"	"
恐妻家論	平林たい子	婦人公論	(4月号)	"	*生活水準の国際的・地域的比較—生活水準研究部会編—	統計研究会編 (生活水準研究資料 4)	"	"	"
夫婦関係の四つの型—1,2—	川島武宜	"	(5,6月号)	"	*工場労働者家族の生活—生活状況の実態と生活時間—	労働省婦人少年局 (婦人調査資料 8)	"	"	"
b. 生活に関するもの					組合の婦人部活動について	今村 操 小泉ハツセ	生活協同組合	(11—12)	"
(1) 生活、生活改善					家具什器類の所有状態に就いて	櫻村信子	大阪市立大学 家政学部附属	(1—2)	54
「私たちの生活」を検討する	小堀 敏	生活学校	(3—6)	48	消費生活の在り方とその行動輪廓—1—	鹿野寿美江 江川 アイ	家政学雑誌	(4—2・3)	54
女世帯生活実態調査よりみた諸問題	労働省婦人少年局編 労働時報	(2—6)	49	"	最低生活とはどんな生活か	村田松男	家庭科教育	(28—4)	"
戦後のアメリカ生活をもみる	山本茂吉	新経済	(7—10)	"	追いつめられる労働者と家族の生活 (上・下)	労働経済旬報 (8—236, 237)	"	"	"
消費者の自覚	松平女子	家庭科教育	(23—8)	"					
新しい家庭生活の指導	林田武雄	教育公論	(4—12)	"					
女世帯主の職業問題—東京都内女世帯生活実態調査報告—	木下鶴江	労働統計調査月報	(1—4)	"					
女性の立場から見た食生活の改善	大森松代	他 食糧時報 (座談会)	(2—2)	50					

5月の婦人界の動き

△五月の婦人会のうとき

三日 ニューヨークの国連本部で行われた「国連婦人の地位委員会」の委員改選に當つて日本代表として立候補してゐた谷野せつ氏（53）は労働省婦人少年局長は、十七票を得て、アルゼンチン、カナダ、パキスタン、チエコ、中国の各代表とともに当選した。任期は、一九五八年一月一日から満三年である。

なお、同委員会は、国連經濟社会理事会の下部機構で、十八か国により構成され、三分の一ずつが毎年改選されることになっている。

八日 三重県婦人会では、ハンガリー動乱の被災者を救済しようと、かねてから義捐金の募金を行っていたが、このほど代表が上京、オーストリア公使館にライトナー公使を訪ね、募金五十万円を手渡した。

十二日 東京都と母の日の東京都協議会共催の「第九回東京都母の日大会」は日比谷公会堂で催され、赤いカーネーションを胸につけた母親と子どもも約二千五百名が参集。母親たちは、子ども代表から、日頃の労苦に感謝する言葉や花束をおくられ、また、演劇を鑑賞するなど、「母の日」をねぎらわれた。なお母親代表は皇后を訪れ、皇后陛下に花束を贈呈した。

十四日 新橋クラブで開かれた「第四回アジア映画祭審査委員会」に、日本、

中国、香港、シンガポールから九名の委員が出席。評論家坂西志保氏が委員長に決定した。

十八日 日本看護協会会長林塩氏、同協会機関誌「看護」の編集長大嶽康子氏は、二十三日からローマで開催される「国際看護婦会理事會」及び大会に出席のため空路出發した。

二十日 白衣の天使の世界最高の榮譽である「フロレンス・ナイチンゲール」記章の受賞者に、大阪赤十字病院看護婦監督長島久子氏（59）、元多摩全生病院婦長三上チヨ氏（66）が決定したと、ジュネーブの赤十字国際委員会から日赤本社に通知があつた。この記章は、フロレンス・ナイチンゲールの偉大な功績を記念するため、一九一三年に設定されたもので、二年目毎に受賞者選定が行われ、今回は十六回目、二十二か国三十一名が授賞に決定した。

(十五日) 上述の著者たる歴史学者フン・パンクラートワ女史が死去。六十歳。一九四六年に、「外交史」編集に、参加した功勞によつてレーニン賞を、また勞働赤旗勲章を受けている。

二十七日 来日中のフィリピン貿易使節団の紅一点フィリピン家具工業協會理事チロナが、ん家具会社社長タ・チロナ女史を囲む「日比婦人実業家懇談会」が東京商工会議所で開催された。(主催)東商婦人会

氏が、MRA大会に出席のため米国マ
キノ島へ向け出発した。

五月、ベトナムの避難民移住に、同年
日本はじめ六か国の医療団が派遣され
「公民の責任及びアジア婦人の
公的生活への参加増大に関する
セミナー」について

アジア婦人の市民活動をテーマとした国連主催のセミナーが次のように行われることになりました。日本から労働省婦人少年局婦人課長高橋展子氏が参加する予定になっています。

一九五六年三月国連婦人の地位委員会はその第十回会議において、事務総長に對し、国連技術援助計画の一環として「諸国政府や専門機関と協議し、最近婦人參政權を獲得した。又はまだ充分ことを行使していない国々の婦人がその市民としての責任を理解し、国の公的生活に參加する機会を増加することを助けるため、地域セミナーを持つこと」を要請していたが、これが關係方面の承認を経て、本年八月、標記のセミナーが行われることになつた。そして、一九五六、十月バンコックにおいて準備のための専門家會議が開かれ、タイ国政府がこの開催國となることを承諾したものである。

一、目的 アジアと極東の婦人の公民的責任及び公的生活への參加の意義を強調し、各段階における社会的活動への

熱意と努力が高く買われ、再度派遣の懇請があり、日赤看護婦中村碩子(28)

同館員(2)の所見は、多分、
 となつた。本年一杯救護にあたる。
 婦人の参加促進のための経験や技術を
 交換しあう各国指導者のための研究会
 議である。

二、日時 一九五七年八月五―十七日
三、場所 タイ国 バンコック
四、参加者 国連アジア極東経済委員会
の対象となるアジア極東地域二十二か
国の代表各一名

(a) 公民権と公民的責任の意識（政治過程への参加の如き正式な方面と共に、公民権の広義の解釈及び實際的な意味の審議を含む）

(b) すべての段階、分野の政治過程における婦人の参加

(c) 婦人の公的生活への参加に影響ある要因

1 教育の状態 2 経済の状態 3 保健の状態 4 社会及び宗教の態度

5 家庭や地域社会における婦人の活動に影響ある「社会開発」の状態

(d) 本セミナーの分野に関する婦人や婦人団体の活動

(e) 婦人の参加が促進増大されるべき諸事業（政府国際機関、その他現的財団の計画を含む）

女子の就業者数と完全失業者数 (1956 年 12 月)

産 業 別	女 子	男 子	男女計中		女子の前の年同月と
			占める割合	女子の割合	比較
総 数	万人 1,676	万人 2,501	40.1	%	万人 7
就 業 者					
自 営 業 者	286	802	26.3		+ 7
家 族 従 業 者	850	379	69.2		- 43
雇 用 者	537	1,317	29.0	100.0	+ 29
農 林 業	14	48	22.6	2.6	- 4
漁業及び水産養殖業	2*	13	13.7	0.4	± 0
鉱 業	6*	55	9.8	1.1	± 0
建 設 業	24	128	15.8	4.5	+ 4
製 造 業	188	415	31.2	35.1	+ 2
卸売、小売、金融、保険、不動産業、運輸、通信その他の公益事業	115	217	34.6	21.4	+ 3
サ ー ビ ス 業 務	22	186	10.6	4.1	- 4
公 務	148	148	50.0	27.6	+ 24
完 全 失 業 者	24	32	42.8		+ 1

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総理府統計局労働力調査 —

一人一か月平均現金給与総額 (1956 年 12 月)

産 業 別	女 子	男 子	男子に對する女子の割合
総 数	円 18,200	円 44,404	41.0
鉱 業	16,065	35,648	45.1
製 造 業	15,679	42,411	36.9
卸 売 及 び 小 売 業	18,074	44,367	40.7
金 融 及 び 保 險 業	27,961	56,885	49.1
不 動 産 業	20,490	54,161	37.8
運 輸 通 信 及 び 其 他 の 公 益 事 業	28,578	48,750	58.6
建 設 業	12,619	28,684	44.0

— 労働省労働統計調査部調 —

昭和三十三年七月一日 印刷
昭和三十三年七月五日 発行
定価 五十円 通巻四八号
発行所 婦人少年協会
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井完一
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本郵政特准郵便局内)
電話九段(三三) 九五九七
掛口東京一〇七九一四

〇 婦人少年局 ニュース
開催された
昭和三十三年七月五日の全国室長事務打合せ
議は六月十三、十四の両日、例年の通り
労働省大手町会議室で行われた。
第一日は大臣、局長の訓示、書記並び
に各課長による所掌事項の説明、それに
対する質疑応答があり、午後から第二日
にかけては課別会議が行われた。続いて
「労働基準法の運用について」という題
目で、労働基準局監督課平林氏の講話が
あり、正午閉会した。
なお、第一日午後五時からの懇談会は
婦人少年局並びに婦人少年協会共催の歌
舞伎座招待会に当てられた。全国室長は
しばらく日頃の多忙を忘れ、「源氏物語」
の華麗な舞台に見入った。
〇 青森労働事務次官辞職
労働事務次官青藤邦吉氏は七月六日付
で辞職された。
— ざらになりませんか —
(婦人労働関係)
〇 就業をのぞむ女子の学生・生徒のため
に (壁新聞 No. 12)
〇 働く婦人 — 一九五五年国勢調査から
(リーフレット No. 63)
〇 婦人の職業に関する参考資料
— 第六回婦人の職業意識をたかめる運
動から — (婦人労働資料 No. 57)

〇 年少労働関係
(年少労働リーフレット No. 63)
てから
「婦人少年協会」は全国に広く取材して
編集したいと思ひます。各地の婦人
少年室を始め婦人少年協会に所属する
機関の事実にもとづいた活動状況や実情
のレポートをお待ちしています。
一、内容
〇 婦人少年室その他の関係機関の活動
〇 婦人少年室協会のレポート
〇 地方で起った婦人少年室に関する
諸問題(いづれもなるべく具体的に)
〇 誌上相談(八百字以内)
一、分量 四百字詰五枚以内
(但しまとまった研究物はこの限りで
はありません)
一、必ず原稿用紙を用いること
一、締切 毎月五日
一、掲載の分には薄謝を呈します
一、送り先 本誌編集部

(3) 書 名 著者 発行所 巻号 発行年 (4) 書 名 著者 発行所 巻号 発行年

アメリカ人の暮らし向き	北海道労働研究 (5-4)	54	*家計より見たる配給の問題	経済安定本部企画調査課	48
生活綴方ができるまで	思想の科学 (1-4)	"	— その 3 —	(経済内 昭和 23 第29)	"
生活改善運動と公民館	愛媛教育時報 (8-5)	55	*家計より見たる配給統制	"	"
都市の貧困階層とその生活	北海道大学文学部	"	近況 — 夏野菜の消費 —	(" " 第55)	"
構造	紀要 (4)	"	*家計支出の分析 — 消費者、個	総理府統計局、日本評論社	49
(2) 家事労働、家庭経済、家政			格調査 (C.P.S.) による	"	"
為替レート家庭経済	森沢昌輝、女性改造 (4-7)	49	*戦後の家計調査	大原社会問題	"
*家の経済 — われわれの経済生活	武島一雄、参考堂	"	(大原社会問題研究所シリーズ)	研究所 第一出版	"
はどのように営まれているか —	"	"	シャープ勧告と補給金削減	東洋経済新報 (2396)	"
結婚一年の経済生活を省み	婦人之友 (44-2)	50	の家計への影響	"	"
て	"	"	消費者の自覚	松平友子、家庭科教育 (23-8)	"
今年の家庭経済	前田梅松、家庭経済 (136)	"	*米国家計費中の食費の分析	労働省労働統計調査部 同左	"
ナツケナイ日本の婦人	上野辰一、能率道 (17-7)	"	*消費者価格調査報告・勤労	総理府統計局	"
家政及消費に関する一学説	淡川康一、法と経済 (113)	"	者世帯収入調査報告	経済第二課 同左	"
家事経済の研究対象	嶋津千利世、家庭経済 (140)	"	(8-12月分)	"	"
女性経済大学	経済ジープ (2-20)	"	*消費者価格調査による家計	"	"
家事労働の能率化と合理的	労働時報 (4-2)	51	支出の分析報告 (11.12月分)	"	"
な家庭管理についての工夫	"	"	家計調査と C.P.S. の基準調	エコノミスト (10)	50
戦後日本の家庭経済の実態	労働週報 (14-564)	"	査世帯数	"	"
— 安本官房調査課による都市と農	"	"	戦前戦後の家計支出額比較	"	"
村の家計調査 —	"	"	及費目別割当	"	"
家政学の本質について	常見育男、家庭教育 (25-7)	"	家計調節表の考察	マツサカ、タダノリ	"
— 明治時代に於けるその見解 —	"	"	家計の衣料	小坂三三、経済月報 (7-12)	"
家政の実践と家政学	今和次郎、家庭科学 (150)	"	年末にかけてあなたの家計	矢野智雄、奥業之日本 (53-21)	"
— 現実の風俗習慣の問題 —	"	"	はどうなるか	"	"
新しい家政研究の陣容	"	"	欧米諸国に於ける家計の実	日労研資料 (3-35)	"
— 東北大学の生活科学科と大阪大	"	"	態	ILO 時報 (2-5)	"
学の家政学部 —	"	"	ドイツに於ける家計調査	"	"
個別家政学がうながされて	"	"	— 1948-49年 —	"	"
いる — サラリーマン、農家、鉱工	"	"	地方都市で夫婦ともに働く	婦人之友 (44-8)	"
業者等 —	"	"	小学校教員の家計	"	"
主婦の労働の価値 — エンゲル	"	"	家計支出の分析報告	総理府統計局 同左	"
の「労働の本質と価格」を翻んで	"	"	(24年11月~25年3月)	"	"
家政科について	教育の研究 (8)	"	*消費者価格調査による家計	総理府統計局、印刷局	"
新生活運動について	浅尾新甫、国民 (605)	"	支出の分析 (昭和23、4年分)	"	"
国民家政学	今和次郎、家庭科学 (156)	52	*消費者価格調査による家計	"	"
— 学校・学会・家政学の批判 —	"	"	(季刊) (24年11月~25年6月分)	"	"
月給袋の台所一家の経済	帆足計也、教育評論 (1-2)	"	*被解雇者世帯における家計	労働省労働	"
— 国の台所 —	(座談会)	"	の実態調査	統計調査部 同左	"
家計の経済的展開 — 家政科学	渡辺富作、福岡学芸大学紀要	"	最近の家計支出はどうなっ	倉持 博、経済往来 (3-1)	51
と消費経済の関連について —	(1-1)	"	ているか	"	"
日本独立と家庭経済	善生永助、家庭科教育 (26-8)	"	家計と国際経済	森 仁、物価時報 (5-2)	"
*生活のしかた	労働省婦人少年局	"	家計費はどれだけ騰つたか	東洋経済統計月報	"
(婦人・パンフレット 17)	"	"	(11-3)	"	"
計画的家族経済について	竹ノ内ユキ、家庭科教育 (27-1)	53	単身者家計収入支出状況に	労働統計調査月報 (3-3)	"
*家庭経済研究	松平友子、中教出版	"	ついて (昭和25年5月)	"	"
*婦人の経済学 — 家庭経済 —	本位田祥男、光生館	"	米国における都市労働者の	"	"
*生活の録音から	丸岡秀子、和光社	"	家計費 — 海外労働事情 —	"	"
「静かなる恐怖」の来襲 — 家計	藤沢隆之、経済新報 (1-12)	"	食糧問題	安孫子藤吉(対談)婦人図報 (566)	"
家庭経済の支出予算	横山光子、家庭科教育 (27-12)	"	— 主婦の気になる問題 —	都留 俊子	"
家庭経済学への途	坂本 勉、名古屋市立女子	"	料金値上げは家計にどう響	東洋経済新報 (2486)	"
	短期大学紀要 (3)	"	く — 消費水準の切詰めは不可避 —	"	"
家事労働について	岡本太郎、労働研究 (82)	"	家計について	今和次郎、家庭科学 (155)	"
デフレと家庭経済	今田清政、家庭科教育 (28-10)	"	— 欲望階位の自覚 —	"	"
家庭管理ノート — 1~3 —	谷延ヤニ、家庭科教育 (29-2~4)	55	物価及家計費の展望	矢野智雄、「経済安定本部」	"
家政学とは	野口サキ、" (29-5)	"	今日の家計	平岡敏男、ニューエイジ (3-9)	"
(3) 家計に関するもの	"	"	*女世帯家計調査報告	労働省労働統計	"
都市家計費推移指数	労働省労働経済課	"	(昭和24年11月)	調査部 (統計資料 84)	"
昭和22.7~23.6	エコノミスト (26-25)	48	(訂正) 本目録12、13の一行目「婦人と教育」は	"	"
*家計より見たる配給の問題	経済安定本部企画調査課	"	「婦人と家庭」の誤りにつき訂正します。	"	"
— その 2 —	(経済内 昭和23 第14)	"	(以下 次 号)	"	"



楽しい夏を爽かに...

栄養豊富なアイス
クリームを召上れ!

雪印 アイスクリーム

姉妹品 雪印バター



フランスの香料
を直輸入してい
ます。ビンと箱
は日本製です。
フランス・グラ
ス産です。コテ
イでもどこでも
世界中の香水屋
はみな、このグ
ラス産です。
当社はグラスと
約五十年来取引
致しております

デパート有名店にあり
二〇〇円 三五〇円
五〇〇円 八〇〇円
一〇〇〇円 一五〇〇
円 三〇〇〇円 一五〇
〇〇円 香りは数種
あります。

「お化粧とくほん」は
がき申込 東京麻布本
村町一四五 バビリオ

**フランス産
バビリオの香水**